

令和8年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び延会

令和8年 3月10日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 3時 5分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山	正一
	3番	淀谷 融	5番	金安	英照
	6番	向山 博	7番	難波	修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷	要
	10番	永井 浩	11番	熊谷	雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

10番 永井 浩 1番 佐々木 雄三

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	亀山 亨	教育次長	今野 満
代表監査委員	天水さとい		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○ 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の策定
日程第 2	議案第 2 号	蘭越町乳幼児用通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第 3	議案第 3 号	蘭越町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第 4	議案第 4 号	蘭越町の休日に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 5 号	蘭越町付属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号	蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 7 号	蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 8 号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 9 号	羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第 10	議案第 10 号	令和 7 年度蘭越町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 11	議案第 11 号	令和 7 年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 12 号	令和 7 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 13 号	令和 7 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 14	議案第 14 号	令和 7 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第15 議案第15号 令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第17号 令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第18号 令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、議案第1号蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山総務課参事。

○総務課参事（亀山亨） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、御説明申し上げます。

これまでの過疎地域における振興対策は、昭和45年に10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定され、以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定され、本町におきましても、過疎対策として各種事業等を実施してまいりましたが、現行の計画が本年3月31日をもちまして期限を迎えることとなりました。

今回、上程いたします令和8年度から12年度までの蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画は、令和3年4月1日から施行されております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本計画の策定につきましては、事前に北海道との協議が必要であり、令和8年2月13日に北海道知事との協議が整っております。

また、本計画を策定することにより、これまでと同様、財政上の特別な措置がございまして、地方債の過疎対策事業債を借り入れした場合、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されるほか、国庫補助率のかさ上げなど特別な措置が講じられます。

それでは、蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の内容について、御説明をさせていただきます。

計画の1ページを御覧願います。

1ページから10ページとなりますが、こちらは1番の基本的な事項といたしまして、1ページの蘭越町の概況から、3ページにまいりまし

て人口及び産業の推移と動向。次に、5ページからは、市町村行財政の状況といたしまして、令和6年度、令和元年度、平成27年度の決算に基づく財政状況。さらには、行政の状況といたしまして、7ページからは、主要公共施設等の整備状況について記載しております。また、7ページ後段からは、地域の持続的発展の基本方針を、次の8ページ後段では、地域の持続的発展のための基本目標として、目標値を設定してございます。

これらの計画期間は、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までの5か年とするものでございます。

さらに、公共施設等総合管理計画との整合性といたしまして、令和5年3月に改定を行いました、蘭越町公共施設等総合管理計画との整合性を図るものでございます。

次に、11ページからは、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成といたしまして、現況と問題点を記載し、次のページ、12ページからはその対策と、過疎対策事業として実施を予定しております5か年の事業計画を記載しております。

次に、14ページから21ページまでは、産業の振興といたしまして農業、林業、水産業、商工業、観光の現況と問題点、また、その対策について記載しております。16ページからは、過疎対策として実施を予定しております事業計画について、21ページまで記載しております。

次に、21ページ中段からは、地域における情報化といたしまして、テレビ難視聴地域への対策や情報配信アプリの活用など、現況と問題点とその対策。22ページからは事業計画を記載しております。

22ページから25ページ目までは、交通施設の整備、交通手段の確保といたしまして、道路、橋りょうや地域公共交通の現況と問題点、その対策と、23ページ後段からは、町道改良や橋りょうの改修などの資本整備。また、生活交通バスらんらん号の運行事業、ハイヤー運行維持事業など、事業計画について記載しております。

次に、26ページからは、生活環境の整備といたしまして、安全で安定的な水道施設、下水道施設の構築、ごみの減量化や資源化の推進、消防施設の充実・強化、公営住宅の整備、防犯や交通安全意識の啓発など、地域住民の生活環境について、現況と問題点、その対策を記載しており、28ページからは事業計画を記載しております。

次に、29ページからは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、子ども・子育て世代、高齢者、次のページにまいりまして、障がい者や健康づくりに関する現況と課題を記載し、

その対策と、31ページからは事業計画を記載しております。

次に、33ページからは医療の確保といたしまして、地域医療の現況と問題点、対策。34ページからは事業計画を記載しております。

次に、35ページからは教育の振興といたしまして、学校教育、次のページにまいりまして、生涯学習・スポーツについて、現況と問題点、その対策を記載し、37ページからは事業計画を記載しております。

次に、38ページからは、集落の整備といたしまして、町内会などのコミュニティに関することやNPO法人に関する現況と問題点とその対策、39ページからは事業計画を記載しております。

次に、40ページからは地域文化の振興といたしまして、地域に残された貴重な遺跡や文化、各種団体、サークルの文化活動の推進などについて現況と問題点、その対策、事業計画について、記載しております。

次に、41ページからは再生可能エネルギーの利用の促進といたしまして、町内の再生可能エネルギーの活用について、現況と問題点。次のページにまいりまして、その対策と事業計画を記載しております。

42ページ後段からは、その他地域の持続的発展に関し必要な事項といたしまして、重点施策につきましては、蘭越町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の枠組みも継承しながら、蘭越町が持続的に発展可能な複数の分野を横断する取り組みを優先的、重点的に推進するなど、現況を記載し、次のページにまいりまして、その対策と事業計画を記載しております。

47ページから最後の57ページまでは、これまで御説明させていただきました移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からの事業につきまして、過疎地域持続的発展特別事業分としてソフト事業を一覧で作成し、掲載しております。

以上、それぞれの項目を設定いたしまして、第6次蘭越町総合計画と整合性を図りながら、過疎地域の持続的発展を図るための計画を策定するものでございます。

以上で、蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。

資料の56ページ、過疎地域持続的発展特別事業分の旧集落の整備の関しまして、集落整備、町民スポーツ交流会開催事業と記載がありますが、2019年におそらく第1回スポーツ交流会が開催されて、2023年であれば確か不開催だったと思います。通常いくと、2027年度、来年度はおそらく開催予定年度だと思うんですが、ここに記載されているということは、一応開催の方向で検討しているという理解でよろしかったでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 亀山総務課参事。

○総務課参事（亀山亨） こちらの事業内容ですが、各課に照会いたしまして、今後ですね、行われる予定の事業を記載しているところがございます。なので、今後5年間の状況になってですね、流動的な部分もあるんですけども、予定ということで掲載しているところがございます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

はい。ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

内容を見させていただきました。現状と問題点の把握などについて、思いを同じくするような、そういう部分が多々ありましたので、是非、この計画を策定の上、精力的に取り組みをしていただきたいなと、こんなふう感じております。

内容を見てですね、ちょっと気づいた点を3点ほど申し上げたいと思いますので、必要に応じて加筆、修正等をですね、していただければいいかなというふうに思います。

1ページ目です。中段に気象のことを書いております。最高気温33.6℃、最低気温は15.5℃となっていますけども、これおそらくマイナス15.5℃ではないかなというふうに思います。

それから、2ページ目です。2ページ目に、下段のほうに、交通利便の向上というふうに記載をしております。交通利便の向上を考えていく上

で、大事だなと私自身が思ってるのは、隣接するニセコ町ではなくて、やっぱり倶知安町だと思うんですね。ここの記載は、観光客入り込みが増えているということから、広域的な移動、利便性向上を検討する必要があるというんですけども、むしろニセコ町よりも倶知安町ではないのかなというふうに思います。

ですから、ここはやっぱり観光客入り込み数が増えているのは、ニセコ町もそうですけども、これやっぱり倶知安町、ニセコ町というふうにですね、やっぱり倶知安町を加えたほうがよりこれから検討していく上では重要性があるというふうに思いますので、是非、ここは倶知安町を加えるということが適当ではないかなというふうに思います。

それから、11ページです。下段にふるさと振興会のことをここに書いてあります。私の認識では、ふるさと振興会はもうなくなっております。それから、ここの記載ですと、蘭越町出身者により、札幌市周辺と東京周辺に結成されている振興会との取り組みということになってますけども、札幌、東京にそういう出身者の会っていうのではないと思うんですよ。ですから、この記述はちょっと認識として違ってるのではないかなというふうに思いますので、ただ、そういう出身者の方との交流活性化というのは非常に大事だし、取り組んでいくべきだというふうに思いますので、ここの記述はですね、違うところを削除をしてですね、蘭越町出身者との新たな枠組みによる地域交流会っていうふうに、札幌市周辺、東京周辺の振興会っていう、ここはもうちょっと違っていると、削除したほうがいいたろうというふうに思いますので、さらに蘭越町出身者との新たな枠組みによるというふうに改めたほうがより正確ではないかと、正しいのではないかなというふうに思いますので、必要に応じて、修正をしていただければというふうに思いますので、この3点よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 亀山総務課参事。

○総務課参事（亀山亨） 難波議員の御質問にお答えさせていただきます。

過疎計画の中身について、御指摘を受けたところでございます。

1ページ目、1ページ目の1点目でございますが、こちらのほう2月の気温ですので、マイナスの表記になりますので、訂正してお詫びしたいと申し上げます。

2 ページ目、2 点目の交通利便の項目の御指摘なんですけれども、表記につきましては、ニセコ町の記載としておりますが、議員御指摘のとおり、蘭越からの目的先として多くの方が倶知安へ向かわれているという現状がございますので、ニセコ、倶知安と広域的な取り組みを行っておりますことから、そのようなことから倶知安町につきましては文言を追加していきたいと思っております。

11 ページになります。ふるさと振興会の部分につきましても、交流という文字を残しつつ、修正が必要であればという御指摘でございますので、同様に精査をした上で修正してまいりたいと思っております。

過疎計画につきましては、その当時の情勢に応じて事業の追加など修正が可能となっておりますので、その際に都度修正を行ってまいりたいと思っておりますので御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町過疎地域持続的発展市町村計画の策定を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、議案第2号蘭越町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもたちの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対してそのライフスタイルに関わらないかたちでの支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年度から国の新たな給付制度として実施されることに伴い、本町においても条例を定める必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料②により御説明申し上げます。

はじめに、第1章総則でございますが、第1条で本条例の趣旨、第2条から第4条で設備及び運営の最低基準を定め、第5条乳児等通園事業者の一般原則から第19条苦情への対応まで、乳児等通園支援事業者が事業を実施するに当たっての原則を定めるものです。

次に、第2章第1節、第20条で事業に適用される基本的な事項を定めます。第2節では、乳児等通園支援事業を行う事業所の基本的な事項を定めております。

2ページになりますが、第21条では設備の基準、第22条及び第22条の2で職員の配置の基準を定めております。

第23条は支援の内容、第24条で保護者との密接な連絡について定めます。

第3節は実施施設の空き定員を活用して事業を実施する余裕活用型乳児等通園支援事業について定めるもので、第25条でその設備及び職員の基準を定め、第26条で事業を行うに当たり、第23条及び第24条の規定を準用することを定めております。

第3章は雑則で、必要な記録を電磁的記録により行うことができることを第27条で定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上になります。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。
7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

新しくこども誰でも通園制度というのができると、こういうことでありましたので、ちょっと内容を勉強しようと思って児童福祉法ですとか、それからこども家庭庁で出してる通知文書とかですね、認可に関する通知文書とかちょっと引っ張り出して読んでみたんです。やることについては賛成なんですけれども、よくわからないので、素朴な質問をさせていただきたいと思います。

今、この条例を定めるのは、この制度ができれば、これを行う事業者が出た場合の認可権者になるわけですね。町が。町が認可すると。こういうことに法律のたてつけはなっております。その認可をする上での事業者が行うべき設備、運営に関する基準を条例で定めなさいよというふうになっているので、この条例を定めますということであります。

もう一つですね、法律では認可に関する審査基準というのは別に法律にあるんですよ。ですから、審査をする上での基準というのも別にあって、さらに事業者が行わなければならない設備、運営に関する基準というのはこれ条例で定めると。法律の認可の基準とこの条例の基準をもとにして認可基準者である町が内容を、審査をするということなんですよ。率直に大変だなというふうに思うわけです。法律で定められている審査基準と、それからこの設備、運営に関する基準を参照にしながら、担当者が内容が合ってるかどうかということをやっていくということになるわけなんですけれども、大変な作業だなというふうに思います。

その認可の申請があった場合に、町が単独でやるんじゃなくて振興局の指導相談体制とかですね、そういうあたりがどういうふうになっているのかなと。判断に過ちがないように、道がどのような支援、指導をしてくれるのかっていうあたりをちょっと気になるものですから、それをお聞きしたいということが1点です。

もう一つは、現実に、仮に児童福祉事業を行っている社会福祉法人等がですね、この新たなこども通園制度を行うために、この認可申請をしていくということは想定されるのでしょうか。例えばですね、町内なり近隣のそういう子どもを対応する社会福祉法人等が手を挙げて、必要な

設備等を整えて、町に申請をしてくるというようなことは想定されるのかどうか。難しい質問ですけれども、率直に言えば、例えば、愛星学園がこういう申請をしてくるのかですね、例えば、ベアーズこども園が申請をしてくるのか、あるいは近隣の町村がっていう、そういうことが考えられるのかどうかということ、この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいまの難波議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の審査基準についてなんですけれども、こちらのほうはですね、振興局さんとも十分調整しながら進めている、私達も8年度、4月からスタートするものですから、十分に今、協議をしながら、どのような手順があるかっていうところを十分詰めさせていただいているところです。ただ、おかげさまで倶知安さんのほうが先行的に10月から、この7年の10月から試験的に始めているっていうところもありまして、こちらのほうも今、倶知安さんとも連携をとりながら、どのようなところがあっているところで具体的な事務につきましては、振興局さん、北海道ですね、北海道さん、また倶知安町さんとも連携をとりながら進めて準備を進めているところです。

また、2点目の民間の社会福祉法人等のっていうところで、現状ですね、今のところ想定は、蘭越町の中で新たっていうところは想定しておりませんで、この制度につきましても蘭越の中につきましても、蘭越保育所でお預かりするということを想定しております。3歳未満児でございますので、3歳未満のお子さんとなります。町立では蘭越保育所でお預かりすることができませんので、蘭越保育所の空き定員を活用したかたちでお受けするというふうに考えております。

また、ほかの町村におきましても、一緒にこの8年4月からスタートいたしますので、それぞれの町村のほうで指定のところ、主には公立の保育所からスタートするのかなという認識でございますけれども、蘭越町にお住まいの方でもどこの町を利用していいものですから、例えば倶知安の厚生病院さんなりに受診をされた際に、倶知安町さんの施設を使うということも可能なものですから、そういったところでそれぞれの空き定員を活用しながらということで、連携したかたちの中で進めてま

いりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） なんとなくわかりました。

こういうふうに考えてたんですよ。現行の子育て支援短期利用事業というのがありますよね。愛星とベアーズでやってる。そういうところでの対応とは全く違うことになるんだなっていうことなので、その違いがよくわからないなということなんですよね。

今の御答弁ですと、そういう希望が出た場合は保育所で対応していくと。保育所の3歳未満児の空き状況によって受け入れますよという、いっぱいいっぱいだったら受けられないんでしょうか。そうすると、いつでもどこでも誰でもという、そういうこととはまた違ってくるのかなと。保育所が対応できる、できなかつたらどうするのかなっていう、国の狙い通どおりにはならないんじゃないのっていうこともあるんですけども、どうも何かそのへんがいっぱいいっぱい似たような名称で、いろんなとんとん新しい事業ができて、ちょっと離れますけども、3、2、1の予算を見てると、特定財源がいっぱい国から入ってくるんだけど、何がどの分野かっていうの全くわからないぐらいぐちゃぐちゃ似たようなのがいっぱいあるんですけども、また新しいのが一つ増えてですね、交通整理したほうがいいんじゃないかっていうことを、こども家庭庁にやっぱり言うべきじゃないかなというぐらいに思うんですけども、何でもかんでも受け入れなさいよっていうことが頭ごなしにやってくるっていうのはいかがなものかなっていう、そういう反骨精神がメラメラとですね、湧いてきておまして、是非、そういう意味でも、この新しい事業をやっていくに当たって、想定される何か懸念とか課題、ちょっと言いましたけども、保育所で対応するにしても、いっぱいいっぱいだったらどうするんですかっていうようなことの、そういうことなんかについてはどういうふうにお考えか、もう一度、お尋ねします。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ありがとうございます。おっしゃるとおりですね、短期利用と似たような事業もありますので、そういったところ

の精査も必要かとも思いますし、今回、この誰でも通園制度につきましてはその空き、その定員の空き、空いてる分を活用してということで、まずうちの町はスタートするんですけども、おかげさまでといいますか、蘭越町の部分では8年度の入所のところには、それぞれの定員のところに、今のところ余裕がございますので、現実とすれば受けられないってことはあまりないかなというふうにも考えているところです。

また、短期利用につきましてはですね、おおむね1歳以上からというところで利用していただいております。こちらの誰でも通園制度については6か月からっていうところになりますので、少し年齢が下がるので、そちらの6か月から1歳に満たないお子さんたちが、こちらのほうを使っていただければなど、通院ですとか、そういったところの、ところで使ってくるのかなという想定をしているところではあります。なかなか、一時、短期利用ですね。短期利用のほうが1歳以上になってしまうと使い勝手がいいというところもございますし、あの時間が少し長くなるっていうところで、預ける時間が違う。また、保育所、蘭越、小さい子は蘭越ですね、蘭越またはベアーズさんでの一時保育というところでも活用が1歳になりますとできますので、そちらのほうを使い勝手としてはいい制度になっておりますので、そちらの方の利用をお願いする。また、1歳に満たない6か月からのお子さんについては、こちらのほう活用していくというところすみ分けをしていけたらいいかなと。

また、利用されてく、今、スタートするに当たってですね、今の国の制度のところでは、なっていますけれども、このあとまた実際に利用されていかれる方々のお話も聞きながら制度のほうをまた見直し、また事業の展開について精査をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） わかりました。

どんどんどんどん大変になるなっていうのが率直な気持ちであります。

例えば、土木費のように社会資本整備交付金バーンでいいんじゃないのっていうふうに思うんですよね。何かこう新しい、新しい制度が、時の政府が作って、新しい省庁を作って、それに基づいてそういう名称にして違う事業をやりなさいっていう、そういう、いい加減そういうのはもういかなものかと。先日も新聞に、要らない、不要な委員会をなくする

ってというようなことを新聞載ってましたけれども、立ち上げて作ってどんどんどんどん新しいことをやっていくっていうのは、どうかなっていう、そういうことに、市町村は、国に向かって声を上げていってもいいのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、突然の無茶ぶりで恐縮ですけれども、町長、そういうあたりについてですね、是非、交通整理をしていくべきだと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

制度自体は今、課長のほうからお話をしたとおりです。

国のほうとしてもですね、これまで6か月未満の、0歳6か月からという、1歳未満の子どものそういう制度的なものっていうのはなかなかなかった部分があるので、誰でも利用できるという制度的には拡充したと。保護者とか、そういう部分からいくとですね、この制度っていうのは使い勝手のいい制度ではないかなというふうには考えてます。

ただ、担当するほうからいくと、国の今、議員がおっしゃったとおり、様々ないろいろな事業が出てきますので、そこを交通整理しながら、利用される人方がやはり一番利用しやすい方法、そういうものをきちっと町としても周知を図りながら利用してもらおう、そのことは必要かなというふうに思っております。

これは新しく始まる事業ですから、4月から始まって、どれくらいの方々がどういう利用をしていくのか。そして、そこでの課題とか、そういうものを十分ですね、検証しながら、議員がおっしゃった課題、問題点、そういうものがあれば、町長の立場としていろいろ後志総合開発期成会など、いろいろな要望項目に挙げながら、国のほうにお話をするような機会はできるのではないかなというふうには思っております。

ただ、いずれにしても、新年度から始まる事業ですから、その事業を見極めながら、私としては、いろいろな課題が出てきたときには道さらには国、そういうところにもお話しをしていかなければならない、そういうような気持ちでおりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第3、議案第3号蘭越町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長(福原明美) ただいま上程されました、議案第3号蘭越町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、先ほどの議案第2号と同様に、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が、令和8年度から国の新たな給付制度として実施されることから、本町におきましても必要な条例を定めるため、議会の議決をお願いするものです。

なお、特定乳児とは保育所等に通っていない6か月から3歳未満の子どものことをいうものです。

それでは、参考資料③により御説明申し上げます。

はじめに、第1章総則、第1条で、この条例を定める趣旨、第2条で特定乳児等通園支援事業者が提供する事業の一般原則を定めます。

第2章は、事業者の運営に関する基準を定めるもので、第1節第3条で事業の利用定員を定めます。

第2節は、事業者が当該乳児等支援給付認定子ども及び保護者に対しまして、その提供を行う場合に必要となる事項を定めております。

第4条面談から、2ページになります第32条記録の整備等までのそれぞれの各条におきまして、事業者がそれぞれを適切に行うことを規定しております。

第3章は雑則で、第33条において必要な記録等を電磁的記録により行うことができるものと定めております。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、議案第4号蘭越町の休日に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町の休日に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本町の年末年始の休日を、国や北海道の年末年始の休日に合わせ12月29日から1月3日までの日に変更するため、条例の改正をお願いするものです。

参考資料4、新旧対照表を御覧ください。

第1条第1項第3号中、12月31日から翌年の1月5日までの日を、12月29日から翌年の1月3日までの日に改めます。附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

この改正にあわせまして、蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、蘭越町民センターらぶちやんホールの設置及び管理に関する条例、2ページにいきまして、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましても、同様に12月31日から翌年の1月5日までの日を12月29日から翌年の1月3日までの日に改めます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 一つだけ伺います。

企業的な会計を蘭越町はたくさん持っております。現金の、道の駅等、現金の扱う場所でございますね。金融機関等の休日との調整、整合性っていうのは、調査及び現状について、どのように整理されているか、ちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 現状の本町の指定金融機関並びに代理機関におきましては、この休日の変更に伴ってですね、業務に支障が出るというふうには認識しておりません。窓口そのものも、この休日の中でどうしても対応できるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 質問の趣旨はですね、例えば道の駅で現金収入がある場合、その保管をどうするのかっていうことなども含めて、お知らせいただいていたきたいと。

夜間金庫等、信金などはあるわけですが、農協等の金融機関との調整とか、そういうものが必要ないかどうか、業務の上ですね。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 本町でおきますと、道の駅もそうですけれども、幽泉閣、雪秩父、年末年始も開いておりますので、そこで収入する現金等は発生するかというふうには思いますけれども、基本的には夜間金庫、北海道、指定金融機関のほうの夜間金庫を使用しておりますので、休日に関してですね、業務の支障が出るというふうには認識しておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町の休日に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、議案第5号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本町に設置されている附属機関のうち、役割を終えた委員会を条例から削除するものです。

参考資料の⑤、新旧対照表を御覧ください。

別表中、2ページです。ふれあい定住住宅地貸付等審査委員会、こちらは町内に整備した宅地を当初の目的どおり分譲を終えたことから、また、3ページです。消防委員会は、羊蹄山ろく消防組合による会議に役割を移管することから、つづいて6ページです。蘭越中学校改修検討委員会は、この度、蘭越中学校の大規模改修事業が終了したことから、いずれも条例から削除するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例

を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第6、議案第6号蘭越町国民健康保健税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長(名越義博) ただいま上程されました、議案第6号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、子ども子育て支援法等の一部改正する法律、令和6年法律第47号が令和6年6月12日に公布され、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することになったことに伴い、蘭越町国民健康保険税についても、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、所要の改正が必要であることから条例の一部改正をするものです。また、納税環境改善のため、納期、納期限を変更するものです。

参考資料⑥、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いております。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第2条は、課税額についての規定でございます。第1項第1号中、課税額に子ども・子育て支援納付金を加えるものです。

2ページになります。

第1項第4号では、子ども・子育て支援納付金課税額は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金に要する費用に充てる規定を追加するものです。

第3項は、文言の整理です。

第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額を所得割額、均等割額、平等割額の合計額に、18歳以上被保険者均等割額を加算した額にする

規定を追加するものでございます。

第3条は文言の整理です。

3ページになります。

第5条の2、第1項第1号では、子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の規定を追加するものです。

第9条の4として、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を100分の0.29を乗じて算定することとし、4ページになります。第9条の5として、被保険者1人について、均等割額を900円に。第9条の6として18歳以上被保険者均等割額を200円に。第9条の7として、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1,000円に、特定世帯を500円に、特定継続世帯を750円とする規定を追加するものです。

第12条第1項では、納期を改めるもので、従来の6月からの年5期から納期の始期も変更し、7月から2月までの毎月の年8回とするもので、8期とするものです。

なお、納期限は末日としますが、12月は25日とするものです。

5ページになります。

第23条第1項は減額の規定で、第2条第5項の改正に伴い、子ども子育て支援納付金課税額の減額規定を追加するものです。

6ページになります。

第1項第1号は、低所得者の7割軽減対象者の減額を規定するもので、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額をキといたしまして、均等割額を被保険者1人について630円を減額し、クとして平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を700円、特定世帯を350円、特定継続世帯を525円減額する規定を追加するものです。

第1項第2号は、低所得者の5割軽減対象者の減額を規定するもので、子ども子育て支援納付金課税額から減額する額をキとしまして、均等割額を被保険者1人について450円減額し、クといたしまして、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を500円、特定世帯を250円、特定継続世帯を375円減額する規定を追加するものです。

7ページになります。

第1項第3号は、低所得者の2割軽減対象者の減額を規定するもので、子ども・子育て支援納付金課税額から減額する額を、キといたしまして、均等割額を被保険者1人について180円減額し、クといたしまして、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を200円、特定世帯

を100円、特定継続世帯を150円減額する規定を追加するものです。

第2項第3号は、子ども・子育て支援納付金課税額から未就学児に対する減額の規定で、被保険者の均等割額をそれぞれ未就学児1人についてアといたしまして7割軽減する世帯は135円減額、イといたしまして5割軽減する世帯は225円減額、ウといたしまして2割軽減する世帯は360円減額、エといたしまして軽減対象世帯以外の世帯は450円減額する規定を追加するものでございます。

8ページになります。

第3項は子ども・子育て支援納付金課税額から出産被保険者に対し、均等割額から産前産後の期間のうち、当該年度に属する月数を減額するもので、第7号といたしまして所得割額に対する減額、第8号といたしまして均等割額に対する減額の規定を追加するものです。

附則第3項、9ページから13ページとなりますが、第4項、第6項から第13項の課税の特例に、第9条の4としまして、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私は、この条例に反対の立場で少し伺いたいと思います。

本来であれば、国の施策、自治体の施策として子育て政策っていうのがあるべきなんですけど、全くその趣旨の違う社会保障である健康保険の台所から予算を捻出するというので、それも普通徴収、特別徴収合わせてですね、金額の問題ではない、ささやかな金額だからいいんじゃないかっていう人もいるかもわかりませんが、非常に趣旨の違う納税者負担ということになってると思います。

町長に伺いたいのは、こういうことですね、国の社会保障政策の一

環として、ほかの台所から、取りやすいところから取るという趣旨でもってこう言ってくると、健康保険の本来の目的がですね、損なわれるのではないかということが、まず一点ですね。

それから、町長及び知事もそうですが、全国の自治体の団体がどのような見解でこういう徴収を始めるということについて了解をしているのかですね、それも伺いたいと思います。

それから、町長御自身の考えも伺いたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

今、議員おっしゃった3点、御質問があったと思うんですが、私としてはこの2026年からの子育て支援金という、その新しい制度の部分の中でですね、やはり子ども・子育て政策の給付拡充を図るために、8年の4月からこの医療という、合わせて拠出をいただくんだという、これが国の制度的な部分でございます。

ですから、私としてはこの国の制度に基づいて子どもや子育て世帯を全世代、全経済が支える仕組みなんだという、その中で、被保険者の皆さんにそういう子どもたちを支えるものを、拠出をお願いするというところで、全国統一して一律に実施する。ですから、これは国民健康保険だけでなく、社会保険の方々も全てですね、社会保障改革の一環として行っていくんだという趣旨でありますので、そういう部分からいくと、私としては、国の趣旨に基づいてこの制度を行っていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。これは3点ありましたけれども、北海道さらにはそれぞれの首長、そういうような考え、それは私もほかの首長の御意見を聞いてるわけじゃありませんけども、私としてはそういう趣旨のもとでやっていくべきではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと、町長とは意見が違います。

健康保険というのは御存じのように社会保障制度ですよ。その健康の分野を健康保険でもって。例えば、社会保険の皆さん平等に負担して

るんだっておっしゃいましたけど、保険制度の中でも、国民健康保険と社会保険の健康保険制度っていうのは、全然趣旨が違うんですよね。現役世代の健康保険制度と国民健康保険一緒にすると、これ無職の収入のない人も加入する社会保障制度ですから、同じ医療保険制度だからって一緒に見るっていうことにはならないと。私はやっぱり不平等の上置きをする制度でもあるんじゃないかっていうふうに、逆に見ればそういう言い方ができるんじゃないかと思うんですよね。

ただ、これ、法律ができて制度が始まるわけですから、議会で可決されて、蘭越がどんな態度をとろうとですね、道のいろんな指導があってやらなければならないと思いますが、私はその住民の代表として、この制度に始まる時に賛成はできないということを思っております。もう1回、町長からただいまの趣旨に対して答弁をいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

あくまでもこの制度については、子ども・子育て支援制度という部分の中で、少子化対策の財源として公的医療保険、これは社会保険、国民健康保険、この保険料に上乗せして調整して新しい仕組みだと。これについては、社会保険と国民保険の負担というの、これは分けております。

ですから、全部一律という部分ではなくて、さらには、議員おっしゃるとおり、国民健康保険っていうのは、この日本の中でですね、この保険制度を支えてるっていうのは、私は重要な位置づけにあるというのはそれは理解しております。その理解しておりますけれども、国が進める、この新たなこの制度と、少子化対策という部分の中で、それぞれの保険者が皆さん協力して少しでも負担をしながら、将来に向かっての子どもたちのいろんな制度、そういうことを進めていきたいと思いますという部分で創設された部分だというふうに理解をしておりますので、私はこの部分の中で蘭越町としても進めていくべきではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） もう1回だけ。趣旨の違う徴収、取りやすいところか

らいただきますっていう、介護保険の掛金の、年金からの徴収のときも議論があったんですけども、口座を見たら介護保険の分が引かれて、年金の支給が減っていると。手取りが減るといふ。このまた、同じ趣旨でその徴収されるということですね、同じやり方で徴収される。どんどん取りやすいところから取るっていうね、そういう仕掛けでもって健康保険の掛金もどんどん上がっていく宿命が制度上あるわけですけども、それにもまして新しい負担を加えるっていうのは、私はやっぱりその町でもってどう手当するかっていうのは、今はそういう時代でなくなってるかもわかりませんが、町長としてこれだけ眺めて法律ができたから制度をやりましょうっていうことになるかどうかですね。私は、実際の中でも、制度の不合理的っていうものを認めてなんとかしなきゃならないっていう声が上がるといふことができますね、あり得ることだといふふうに思っていますけども。もう1回、町長答弁いただきたい。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

まず国のほうの制度という部分の中で4月から開始をされるわけですから、私としては国の制度にのっとって保険者の皆さんが少しでも協力しながら行っていくといふ、そこは行っていききたいなといふふうには考えております。で、その行っていく中で、様々なですね、今、議員からおっしゃった、いろんな国民健康保険だけに限らずですね、この税負担っていう部分の中で、いろんな不具合とかいろんなそういうものが出てくる場合もあるかもしれません。そういう部分は十分ですね、町村会とか、そういう部分の中でも意見を出し合って国のほうにいろいろ要請をしていくとか、そういうこともできなくはないといふふうには思っておりますが、まずは制度としてきちっと進めていく。その上でですね、私はいろんな状況が出てきたときに、どういうふうな判断をしていくかといふことは検討していきたいといふ考え方はありますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

以前、国保税の改正をするということで説明を受けておりました。その時点では、賦課限度額医療部分は66万から67万円に、1万円上げますよというようなことが、確かあったと思うんですけども、これは見送られたのかどうか、ちょっと国保の条例の改正案にはないような気がするんですけども、それについてお尋ねしたいと思います。

同じように、低所得者に対する軽減措置も何点かあったと思うんですよ。1万円、5万円、5,000円から1万円軽減の基準を引き上げるという、それもあったと思うんですけども、これも見送られたのかどうか、ちょっとこの改正案の中からは読み取れなかったんですけども、その2点をお尋ねしたいと思います。

それから以前はなかった納期を5期から8期にね、拡大をするというのは非常にこれはもう大賛成で、是非、そういう方向で、高額ですから納期を細分化するということは非常にいいなというふうに思うんですけども、前段のその二つについてはどうなったかっていうのをちょっとお知らせください。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 難波議員からの御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられたとおりですね、医療費の限度額は66万円から67万円、また子ども・子育てについても3万円となる予定なんですけども、あと、また軽減措置の判定要件についてもですね、まだ政令がですね、政令のほうで出てるものですから、そちらのほうの改正がまだ終わってないので、3月末頃には出ると思う、改正されると思うんですけども、それでその改正が国のほうで、終わった、決定された段階でですね、その部分については改正のお願いをしたいと考えております。

それと、納期につきましては、おっしゃられたとおり、高額なってくるということもありましてですね、そのへんは回数を分けるとですね、若干でもですね、払いやすくといえますか、納付しやすくなるということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） わかりました。

このあと、またあるということですね。それはもう3月の末にでも、4月以降ですか。大丈夫なんですか。遡って。遡及するの。わかりました。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 条例改正につきましてはですね、町税等の改正等もありまして、それも3月31日に従来ですとなりますので、そのへんも併せてですね、改正の提案をですね、3月30日以降の議案、議会のほうで提案させていただきたいと思います。それで、今までもですね、適用期間を4月1日からといたしまして、やらせていただいている経過もありますので、同様にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私は反対の立場で討論いたします。

質問の中でも申し上げましたが、私はほかの健康保険との趣旨の違いってというのは、法律の1条で書いてるわけですけども、社会保障制度をさらに屋上屋を重ねるようなかたちで負担増を図るってというのは、やっぱりどうしても健康保険の趣旨、つまり無職の方や低所得の方が自営業も含めてですね、加入している健康保険に新しい負担を求めるってというのは、子育てといえは聞こえがいいかもわかりませんが、本来、国と公共団体の仕事という趣旨を考えても、私はこういう乾いた雑巾を絞るようなですね、徴収ってというのは、やはり制度として馴染まないのではないかというのはあれしております。

加えてですね、蘭越の実態を見ますと、その国民健康保険の、例えば、

世帯を、田舎に御両親がいらっしゃる、子どもたちは都市で働いていると、っていう場合ですね、その高齢者の医療費の負担もそうですけども、掛金の足りない分もですね、町でやっぱり補ってあげなければならぬって、そういうずっと流れがあって、御存じのように、健康保険の最高額も皆さんの努力っていうのはね、やっぱり本当に評価したいと思いますよね。今年よく1万円で抑えられたなっていうね、そういう、さっきの同僚議員の質問でもありありましたが、1万円でよく頑張ったというふうに評価したいと思います。しかしですね、この新しい制度については私の意思表示としてですね、やっぱり反対の態度をとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第6号は原案の通り可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第7号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山総務課参事。

○総務課参事（亀山亨） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

貝の館の入館料について、施設の利用促進を図ることを目的に入館料

を減額するための条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料⑦の新旧対照表を御覧願います。

改正部分にはアンダーラインを引いております。

別表中、大人の入館料350円を200円に、中学・高校・小学生の入館料をそれぞれ250円、150円を無料とし、団体及び年間パスポートの取り扱いを廃止することから、記述を削除するよう改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、毎年度、入居者の家賃を決定するに当たり、公営住宅法施行令の規定に基づき算出した額を求める必要があることから、条例の別表の家賃を改正するものです。

それでは、参考資料⑧を御覧願います。

家賃は法令で階層ごとに定められておりまして、収入によって一定の幅を設定しております。家賃の設定においては、下限額は住宅の経過年数により引き下げられる傾向にある一方で、上限額は国から示される既存住宅を現在の建築費用で再整備した場合の推定再建比率により引き上げられる傾向にあります。条例改正の内容は、別表の家賃を御覧いただいております表のとおり改めるものです。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第9号羊蹄山麓障害支援区分認定審

査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第9号羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

今回の規約の変更は、審査会の執務場所を倶知安町保健福祉会館から倶知安町役場に変更することになったことに伴い、必要な変更をするもので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料⑨を御覧ください

変更箇所は、アンダーラインを引いてあります。

第3条認定審査会の執務場所を倶知安町北1条東3丁目、倶知安町役場内に改めます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第10、議案第10号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第10号令和7年度蘭越町一般会計補正予算第10号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は87億9,019万7,000円で、歳入歳出それぞれ8,861万5,000円を追加し、88億7,881万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に。第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に。第4条地方債の補正は第4表地方債補正によるものです。いずれも、のちほど説明いたします。

なお、今回の補正予算で職員の異動などに係る人件費につきましても予算の補正を行っております。給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費としまして、1報酬のうち、会計年度任用職員分、2節、3節、4節につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。19ページを御覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額35万円の減。8旅費25万円の減。18負担金補助及び交付金10万円の減。いずれも執行残です。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額180万円。特定財源のその他はデジタル基盤改革支援補助金です。2、3は説明を省略します。

13使用料及び賃借料10万円の減。A1会議録システム使用料で、執行残です。18負担金補助及び交付金450万円。20ページにいき

まして、北海道自治体システム協議会負担金は、国の標準化対応に係る仕様の変更に伴う費用として550万円を追加。また、廃棄パソコンの再利用による経費の節約などで100万円の減額です。

4目財産管理費、補正額521万円の減。特定財源の地方債は庁舎照明LED化事業債です。10需用費143万2,000円。庁舎の重油、電気料に不足を生じるので追加するものです。11役務費103万9,000円の減。12委託料35万8,000円の減。14工事請負費524万5,000円の減。いずれも執行残です。21ページです。

5目企画費、補正額100万円の減。12委託料40万円の減。18負担金補助及び交付金60万円の減。いずれも執行残です。

7目自治振興費、10万円の減。18負担金補助及び交付金10万円の減。地域活性化支援事業の該当がなかったことによる減額です。

12目定住促進対策事業費、補正額70万円。18負担金補助及び交付金70万円。補助金として、住宅取得奨励事業が見込んでいた件数を上回って申請があったことによる追加です。

13目施設管理費、補正額29万7,000円の減。特定財源の国道支出金は、社会資本整備総合交付金で、山村開発センター耐震改修実施設計事業費の確定によります。12委託料29万7,000円の減は、執行残です。22ページです。

14目防災対策費、補正額24万2,000円の減。特定財源の地方債は、防災備蓄庫建設事業債です。12委託料24万2,000円の減は執行残です。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額248万円の減。特定財源の国道支出金は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、事業費の確定による減額です。10需用費50万円の減。12委託料198万円の減。いずれも執行残です。

16目財政調整基金費、補正額1億2,000万円。24積立金1億2,000万円。財政調整基金に1億500万円、減債基金に1,500万円をそれぞれ積み立てするものです。

17目低所得世帯支援及び定額減税調整不足額給付対策費、補正額275万5,000円の減。特定財源の国道支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。3職員手当等13万2,000円の減。次のページ、10需用費53万4,000円の減。11役務費20万1,000円の減。13使用料及び賃借料3万8,000円の減。18負担金補

助及び交付金 185万円の減。いずれも執行残です。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額 140万3,000円。2給料から、24ページ、4共済費まで説明を省略します。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額 1,441万5,000円の減。特定財源の国道支出金は、福祉灯油給付事業に地域づくり総合交付金25万円の追加交付があったほか、国民健康保険基盤安定負担金、国、道合わせて69万6,000円追加するものです。1、2、3、4はいずれも説明を省略します。27繰出金 1,170万円の減。国民健康保険特別会計繰出金です。

3目老人福祉費、補正額 12万8,000円の減。特定財源の地方債 230万円の減は、敬老会開催事業債過疎債ソフト分で、過疎債ソフト分の配分が、当初見込んでいた額に満たなかったことから減額し、財源内訳の変更するものです。7報償費 15万円の減。100歳到達者記念品は、見込対象者の減によるものです。18負担金補助及び交付金 2万2,000円。次のページです。敬老会開催事業は対象者の減、介護人材確保対策事業は対象介護職員の増によるものです。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額 130万円の減。特定財源のその他はセンター利用料です。1は説明を省略します。

6目自立支援給付・措置費、補正額 758万4,000円。特定財源の国道支出金は、自立支援給付負担金と自立支援医療給付負担金ほかです。12委託料 47万円の減。障がい者相談支援事業委託金は、委託契約内容の変更による減額です。18負担金補助及び交付金 3万5,000円。障がい者認定審査会負担金で、審査会経費の増によるものです。19扶助費 801万9,000円。老人福祉施設措置費 211万6,000円の減は、施設入所者の年度途中の退所によるものです。自立支援給付費 1,006万3,000円の追加は、補装具費給付と、自立支援医療給付、次のページ、障がい福祉サービス費で、利用者の増加など実績によるものです。次の地域生活支援事業 7万2,000円は、日常生活用具給付で利用の増加によるものです。

8目介護予防拠点センター費、補正額 20万6,000円。10需用費 20万6,000円。ボイラーの故障による修繕です。

9目後期高齢者医療費、補正額 107万2,000円。特定財源の国道支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。18負担金補助及び交付金 379万9,000円。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、過年度の市町村療養給付費負担金の確定及び精算によるものです。

27繰出金272万7,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。

10目介護保険事業費、補正額528万4,000円の減。特定財源のその他は社会保険料です。1、3、4は説明を省略します。27ページです。18負担金補助及び交付金251万1,000円の減。後志広域連合負担金で、介護給付費認定審査会経費の減、地域支援事業事務費の増などによります。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額114万円の減。特定財源の国道支出金は、物価高対応子育て応援手当支給事務補助金80万5,000円。児童手当負担金14万円の減。子どものための教育・保育給付負担金国庫分が7万4,000円の減。北海道分が4万4,000円の追加。子ども・子育て支援事業補助金、国、道それぞれ合わせて20万8,000円の追加。子育てのための施設等利用給付交付金、国、道合わせて13万1,000円の減などの内容となっております。その他は子ども・子育て基金繰入金です。3職員手当等50万円の減。7報奨費30万円の減。こちらは誕生祝い金の実績によります。11役務費5,000円。物価高対応子育て応援手当の支給事務に係る振込手数料の追加です。17備品購入費7万円の減から、18負担金補助及び交付金62万3,000円の減。次のページにいきまして、19扶助費34万4,000円まで、いずれも実績に基づく追加及び減額でございます。

2目母子福祉費、補正額264万3,000円の減。7報償費10万円の減。12委託料130万円の減。18負担金補助及び交付金110万円の減。次のページ、19扶助費20万円の減。いずれも、各事業の実績に基づく減額でございます。22償還金利子及び割引料5万7,000円。過年度に実施しました御覧の2事業に係る過年度返還金で、精算、実績報告に基づき国へ返還するものです。

3目蘭越保育所費、補正額526万2,000円の減。特定財源のその他は社会保険料です。1、3、4は説明を省略します。8旅費4万6,000円。次のページです。10需用費12万円の減。給食対象者の減少によるものです。

4目昆布保育所費、補正額237万1,000円の減。特定財源のその他は、社会保険料の減額と風除室のガラスが破損した際の建物損害共済金です。1、3、4は説明を省略します。8旅費4万6,000円の減。10需用費15万円の減。こちらも給食対象者減少による

ものです。

5目学童保育所費、補正額51万5,000円の減。1、3は説明を省略します。31ページです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額460万円。3は説明を省略します。8旅費10万円の減。職員旅費です。18負担金補助及び交付金500万円。地域医療機関体制維持事業補助金で、町内の病院へ地域医療体制を維持していただくため、所要の費用を助成するものです。

2目予防費、補正額611万円の減。10需用費180万円の減。医薬材料費で主にワクチンなど対象者の減による執行残です。12委託料393万円の減。基本健康診査委託料から带状疱疹予防接種委託料まで、御覧の内容で執行残です。次のページです。19扶助費39万円の減。こどもインフルエンザ予防接種料金扶助で執行残です。22償還金利子及び割引料1万円。あらたなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金の過年度返還金です。

5目蘭越歯科診療所費、補正額12万7,000円。10需用費12万7,000円。燃料費です。

6蘭越診療所費、補正額123万6,000円の減。特定財源の国道支出金は、医療施設等施設整備費補助金、その他は予防接種料、健康診断料、保険診療収入、個人負担金の減額です。10需用費15万円の減。公用車のガソリンで実績によります。12委託料89万5,000円の減。いずれも執行残です。13使用料及び賃借料36万3,000円。複写機使用料は、今年度から薬を患者に提供する際の説明資料をカラーで印刷することとしたため、また医療機器使用料は、携帯酸素や人工呼吸器を使用する患者の増加によるものです。次のページです。17備品購入費55万4,000円の減。執行残です。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額380万円の減。10需用費57万1,000円の減。指定ごみ袋の購入の執行残80万円の減。処理施設で使用する灯油22万9,000円を追加します。12委託料322万9,000円の減。水質検査業務委託料から、浸出水処理施設機械設備保守点検等委託料まで、執行残です。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額23万9,000円の減。27繰出金23万9,000円の減。こちら訂正をお願いします。簡易水道事業会計繰出金でございます。34ページです。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額23万1,000円の減。12委託料23万1,000円の減。地籍活用型GIS土地データ更新委託料から地籍活用型GIS改修作業委託料まで、執行残です。

3目農業振興費、補正額1,879万7,000円。特定財源の国道支出金は、畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業補助金、経営発展支援事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金が実績による減額。また地域農業構造転換支援事業補助金3,544万7,000円です。その他はふるさとを想う寄附金繰入金、産業振興基金繰入金の減額です。18負担金補助及び交付金1,879万7,000円。補助金として、振興作物奨励事業から、次のページ、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業まで御覧の内容で、執行残です。また地域農業構造転換支援事業3,544万7,000円は、地域の中核となり農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援するものです。鳥獣被害防止対策用電気柵整備支援事業補助金1万6,000円の追加。実績により追加をいたします。交付金として環境保全型農業直接支払744万3,000円減で、申請実績の減によります。

4目農地費、補正額508万7,000円の減。特定財源の国道支出金は、水利施設管理強化事業補助金です。18負担金補助及び交付金29万7,000円の減。土地改良区補助金の減額です。27繰出金479万円の減。農業集落排水事業会計繰出金です。

6目ほ場整備事業費、補正額9,687万7,000円。特定財源の国道支出金は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金です。地方債は道営農地整備事業債、その他は道営農地整備事業分担金と、中心経営体農地集積促進事業分担金です。12委託料73万6,000円の減。客土運搬業務委託料から、次のページ、三和1地区換地等調整事業資料作成業務委託料まで執行残です。18負担金補助及び交付金9,761万3,000円。負担金といたしまして、目名1期地区道営農地整備事業から、名駒地区道営農地整備事業まで、事業費の追加によるものです。

次に、交付金として、目名1期地区中心経営体農地集積促進事業から、名駒地区中心経営体農地集積促進事業まで、事業費の確定による減です。

7目農業後継者対策費、補正額20万円の減。18負担金補助及び交付金20万円の減。新規就農者育成対策事業で、実績による減額です。

8目育苗施設費、補正額50万円の減。特定財源の国道支出金は、北海道から地域づくり総合交付金が、屋根張替改修工事に見込みを超えて交付決定となったことによります。その他は産業振興基金繰入金の減額です。14工事請負費50万円の減。執行残です。

9目中山間地域等直接支払事業費、補正額1,280万7,000円の減。特定財源の国道支出金は、中山間地域等直接支払交付金ほかです。18負担金補助及び交付金1,280万7,000円の減。中山間地域等直接支払交付金で実績によります。

10目多面的機能支払事業費、補正額45万円の減。特定財源の国道支出金は、多面的機能支払交付金ほか、その他は同返還金です。18負担金補助及び交付金39万1,000円。多面的機能支払交付金で、事業費の確定による減額です。22償還金利子及び割引料5万9,000円。過年度分の返還金です。

12目研修農場費、補正額19万円の減。特定財源の国道支出金は、地域づくり総合交付金が、研修農場整備事業に対して交付決定となったことによります。その他は産業振興基金繰入金の減額です。7報償費19万円の減。研修農場での管理作業謝礼は実績によります。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額390万円の減。特定財源のその他は、森林環境譲与税基金繰入金、ふるさとを想う寄附金基金繰入金です。18負担金補助及び交付金390万円の減。次のページです。補助金として、私有林等整備事業から林業機械等導入事業は執行残です。

3目町有林整備費、補正額3,000円。特定財源の国道支出金は、造林事業補助金、その他は森林環境譲与税基金繰入金の減額と、企業版ふるさと納税寄附金400万円です。8旅費19万4,000円の減。職員旅費です。12委託料120万9,000円の減。作業路等草木刈払作業委託料から、殺鼠剤空中散布委託料まで執行残です。15原材料費180万7,000円の減。苗木代など執行残です。24積立金400万円。森林振興基金積立金です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額322万6,000円の減。3は説明を省略します。18負担金補助及び交付金112万6,000円の減。ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会負担金で、北海道消費者行政事業補助金の確定により、構成町村の負担金が減額されたことによります。

2目商工振興費、補正額632万9,000円の減。特定財源の国道支

出金は、物価高騰対応重点支援助地方創生交付金。地方債は、らぶちゃんカード会特別企画事業債過疎債ソフト分。その他は企業版ふるさと納税寄附金で、創業支援事業に充当します。8旅費31万5,000円の減。費用弁償です。18負担金補助及び交付金601万4,000円の減。補助金として、地域おこし協力隊員助成事業から、次のページ、蘭越町くらし応援商品券配布事業まで、事業実績に伴う減額です。

4目観光費、補正額4,548万円の減。特定財源のその他は、ふるさとを想う寄附金8,000万円の減と社会保険料です。1、3、4は説明を省略します。7報償費1,664万円の減。ふるさと納税寄附者謝礼。8旅費7万5,000円の減。費用弁償です。11役務費1,790万7,000円の減。郵便料が60万円の減。ふるさと納税システム取扱手数料1,500万円の減のほか御覧の内容でございます。12委託料110万5,000円。湯元温泉地区整備委託料18万5,000円の減は、野営場が改修整備のため、シーズンを通してクローズになったため、減額するものです。企業版ふるさと納税業務委託料は、企業版ふるさと納税に係る仲介事業者への業務委託料です。産業廃棄物処理委託料は、ふれあいの郷とみおかの支障木伐採に伴う伐採後の樹木の処分委託に係るもので、執行残です。18負担金補助及び交付金74万円の減。地域おこし協力隊員助成事業の減で、地域おこし協力隊員の応募がなかったことによる執行残です。24積立金4,000万円の減。ふるさとを想う寄附金基金積立金です。次のページ、27繰出金3,400万円。温泉旅館幽泉閣事業特別会計繰出金です。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額319万円の減。特定財源の国道支出金は、地熱発電理解促進事業補助金、その他は雪秩父利用料を利用者の減少により900万円減額します。1は説明を省略します。12委託料149万円の減。雪秩父既存温泉及び温泉利用検討業務委託料は、執行残です。26公課費100万円の減。入湯税です。

6目道の駅費、218万2,000円の減。特定財源のその他は社会保険料です。1、3、4は説明を省略します。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額126万円の減。2、3は説明を省略します。43ページです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額328万円の減。12委託料308万円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料と、成田温泉通り線用地確定測量委託料は執行残、目名市街下賀老線用地確定測量委託料と、16公有財産購入費20万円の減

は、予定している買収予定地の交渉が継続しており、今年度中に契約できない見込みとなったため、減額するものです。

2目道路維持費、補正額128万4,000円の減。特定財源の地方債は、街路灯LED化事業債の減額です。12委託料62万円の減。14工事請負費66万4,000円の減。いずれも執行残です。

3目町道新設改良費、補正額357万6,000円の減。特定財源の地方債360万円の減は、大谷宮通り線改良舗装事業債、吉国富岡線改良舗装事業債など関連する事業の起債を減額するものです。12委託料120万6,000円の減。次のページ、14工事請負費237万円の減。いずれも執行残です。

5目橋りょう新設改良費、補正額519万5,000円の減。特定財源の国道支出金は道路局所管補助金で、地方債は橋りょう長寿命化補修事業債です。12委託料253万5,000円の減。45ページにいきまして、14工事請負費266万円の減。いずれも執行残です。

6目除雪費、補正額364万円。13使用料及び賃借料364万円は、除雪作業車借上料350万円を追加するもので、実績に基づき予算を追加するものです。また、敷鉄板借上料は、除雪トラックの回転場所がぬかるんで作業に支障があることから予算を計上するものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額68万6,000円の減。特定財源の地方債は、三之助川護岸事業債です。12委託料68万6,000円の減。三之助川測量設計委託料ほか御覧の内容で、いずれも執行残です。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額727万8,000円の減。特定財源の国道支出金は、社会資本整備総合交付金、その他は一般財源への振り替えです。10需用費82万1,000円。曙団地で雨漏りが発生しているため、屋根の修理を行います。次のページです。11役務費23万7,000円の減。12委託料50万2,000円の減。14工事請負費736万円の減。いずれも執行残です。

2目町営住宅管理費、補正額30万円の減。特定財源その他は、一般財源への振り替えです。14工事請負費30万円の減。執行残です。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額148万3,000円の減。特定財源のその他はふるさとを想う寄附金基金繰入金です。10需用費60万円の減。曙団地児童公園の遊具修理で執行残です。11役務費11万3,000円の減。12委託料77万円の減。いずれも執行残です。

10款教育費 1項教育総務費 3目奨学金、補正額108万円の減。特定財源のその他は、子ども・子育て基金繰入金です。18負担金補助及び交付金36万円の減。20貸付金72万円の減。奨学金の応募がなかったため、いずれも減額するものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額93万円。10需用費93万円。蘭越小学校で使用する重油に不足を生じますので追加するものです。48ページです。

2目教育振興費、補正額19万8,000円。19扶助費19万8,000円。要保護・準要保護世帯就学援助費で、対象者の増加によります。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額16万1,000円。特定財源の地方債は、蘭越中学校大規模改修事業債で、この度、過疎対策事業債が追加で配分が認められたことから、予算充当するものです。10需用費16万1,000円。中学校で使用する灯油に不足を生じますので追加をするものです。

2目教育振興費、補正額26万5,000円の減。19扶助費26万5,000円の減。要保護・準要保護世帯就学援助費は、対象者の減少によります。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額222万9,000円の減。特定財源の国道支出金は、文化部活動地域移行に向けた実証事業補助金、その他は公営塾受講者負担金です。1報酬20万円の減。生涯学習推進委員会委員報酬は、会議開催回数の減少によるものです。7報償費70万円の減。生涯学習推進講座講師謝礼ほか御覧の内容で執行残です。13使用料及び賃借料67万9,000円の減。公営塾オンラインオンデマンド配信使用料は、受講者の減による減額です。18負担金補助及び交付金65万円の減。文化団体協議会で予定していた事業が、他の助成事業に該当したことから補助額を減額しております。また、芸術文化事業は申請が少なかったことによる減額です。

2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額40万円の減。10需用費40万円の減。燃料費です。

3目花一会図書館費、補正額11万円の減。特定財源地方債は、花一会図書館照明LED化事業債です。14工事請負費11万円の減は執行残です。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額94万6,000円の減。特定財源の国道支出金は、地域スポーツクラブ活動体

制整備事業補助金です。12委託料135万2,000円の減。部活動地域移行支援委託料で執行残です。13使用料及び賃借料10万7,000円。スキーリフト利用料シーズン券で、希望者が想定を超えたので不足分を補正します。18負担金補助及び交付金29万9,000円。中体連参加事業の追加は、アルペン、クロスカントリースキーで本町の中学生がそれぞれ全道、全国大会への進出となり、予算に不足が生じますので追加するものです。次のページです。

2目体育施設費、補正額143万3,000円の減。10需用費91万7,000円の減。水道料です。12委託料25万1,000円の減。17備品購入費26万5,000円の減。いずれも執行残です。

12款公債費 1項公債費 1目元金、補正額106万9,000円の減。22償還金利子及び割引料106万9,000円の減。町債元金です。

2目利子、補正額256万6,000円。22償還金利子及び割引料256万6,000円。町債利子で借入利率の上昇によるものです。

つづいて歳入を説明いたします。9ページを御覧ください。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額1億905万5,000円。1地方交付税1億905万5,000円。普通交付税の追加で、昨年末に国の補正予算による普通交付税の再算定が行われ追加交付されましたので、充当するものです。

なお、このうち、臨時財政対策債償還費として算定されました、1,500万円は減債基金に積み立てをしております。特別交付税は、交付見込み額の一部を財源充当するものです。

14款分担金及び負担金から、15ページ、19款寄附金までは説明を省略します。

20款繰入金 1項特別会計繰入金 1目後期高齢者医療特別会計繰入金、8万2,000円の追加。

2目介護保険サービス事業特別会計繰入金350万円。いずれも令和6年度繰越金相当分を一般会計に繰入します。

以下、基金繰入金から22款諸収入、18ページ、23款町債までは説明を省略します。

つづいて4ページです。

第2表繰越明許費補正につきまして、御説明申し上げます。

追加で、3款民生費 2項児童福祉費、事業名物価高対応子育て応援手当支給事業。6款農林水産業費 1項農業費、事業名地域農業構造転

換支援事業から、名駒地区道営農地整備事業までの4事業、以上につきまして翌年度に繰り越して使用するものです。

つづいて5ページです。

第3表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。

追加で、いずれも期間は令和8年度で、斎場火葬管理業務委託が限度額を561万円。じん芥収集運搬業務委託が限度額を3,867万6,000円。資源ごみ収集運搬等業務委託が限度額を3,403万4,000円。回収資源ごみ分別委託が限度額を620万円とするものです。

こちら4業務につきましては、令和8年度予算において年度当初の4月1日から業務契約の履行を行う必要があるため、債務負担行為を設定させていただき、年度開始前の入札を行うものです。

つづいて6ページです。

第4表地方債補正につきまして、御説明いたします。

追加で、目名1期地区道営農地整備事業ほか2事業に充てるため、公共事業等債を限度額390万円。名駒地区道営農地整備事業に充当するため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を限度額200万円と設定するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧の内容です。

次に、変更で、過疎対策事業債です。限度額を9億4,830万円とするものです。

中学校費でも説明したとおり、追加で配分がありましたので限度額を変更します。緊急自然災害防止対策事業債は、限度額を4,980万円。緊急・防災減災事業債は、限度額を2,710万円。脱炭素化推進事業債は、限度額を2,000万円とするもので、いずれも事業費確定に伴う変更でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑は昼食後としたいと思います。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第10号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 予算書の49ページのですね、教育費の1の保健体育費

○議長（熊谷雅幸） マイクを上げてください。

○10番（熊谷雅幸） すいませんでした。

10款教育費、保健体育費1のですね、保健体育総務費の中の委託料、部活動地域移行支援委託料135万2,000円の減となっております。これは、予算ではですね、429万円見てまして、令和5年度から7年度までのですね、限定期間の予算であって、これ8年度以降に完全移行するということなんですけども、現状どういう状態、現状ではどういうふうになって、どういうクラブが指導員だとかそういうふうにはちゃんと確保されているのか。また、結構金額的に大きい130何万円の予算減となってるんですけど、指導者の確保とかそういうのができているのかちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（熊谷雅幸） 今野教育次長。

○教育次長（今野満） 永井議員の部活動地域移行支援委託料の御質問にお答えさせていただきます。

こちら、昨年からスポーツ庁の委託を受けまして、中学校の部活動を地域移行するための実証事業として展開しております。それで、現状、中学校の部活動ですけれども、スポーツ関係につきましては6部活あります。あるところなんですけれども、地域移行に関しまして、昨年度、その町内のスポーツ団体に委託して実施できているのが、卓球部とソフトテニス部。本年度につきましては、それに加え、野球部の3クラブとなっております。それで、一応、7年度の予算につきましては、6クラブ、全部

のスポーツ部で展開するっていうことで予算計上させていただいたところなんですけれども、やっぱり指導体制が、その指導員の確保等で指導体制が整わないということで、3クラブを実施することで、3クラブの実施にとどまっております。来年度につきましてはですね、一応、令和8年度から12年度まで、スポーツ、地域展開の前期間っていう、前期間ということで、スポーツ庁の、次、また委託を受けて実施するということになっておりますけれども、来年度に関しましては、これにですね、バレーボールのほう、こちらのほうをですね、地域移行するということで、現在、話を進めている最中でありまして。残りのですね、サッカー部、それと陸上部に関しましてもですね、早期に指導体制を整えるようにですね、今後引き続きですね、そのスポーツ運営団体のほうと協議を続けてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） ありがとうございます。

今、野球部の名前が出ましたけれども、野球部、人いないんですよ。確かね。ただ人集めからやらなきゃならないのかもしれないですけども、このへんちょっと本当に難しいので真剣に考えてもらわないと、また野球部、確か1人しかいない、1人もいないのかな。今、僕の知ってる限りは1人だったんですけども、あとほかみんなクラブチームに行っちゃったりなんかして、大変だと思いますが、やはりなくするっていうことはちょっとできないので、来年度もですね、ちゃんと予算組んでますので、しっかり対応をしていってもらって、子どもたちのですね、体力のですね、発展の発達のためにですね、頑張ってもらいたいなと思いますのでよろしくお願いします。教育長。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 再質問にお答えします。

今、野球部につきましては、1年生2人入ってですね、現在3人っていうことで、今回、また新しい入学者が入れば少しでも多く、5人、6人となればいいなっていうふうにして、合同のほうでやらせていただいている次第でございます。

そんな中で、先ほど次長もお答えしましたけれども、令和8年度から地域展開っていうふうに名称が変わりまして、前期の3年間につきましては、これは休日、土日の部活動、これを完全移行したいという、国の方針はそういう方針です。後期の3年については、平日の部活動についても地域の展開として、それも指導員に任せたいということでございます。

ただ、今、実証事業3年間やってまいりました。それで、受け皿としては、団体の名前ちょっと出しますけども、らんスポのほうがりっかり受け皿となっていて、その中で卓球、それから野球、ソフトテニス、令和8年度からはバレーボール、こちらのほうも部活動指導員ということで、指導体制のほうを組ませていただきます。常日頃、私もですね、役場職員、それからいろんなところでですね、職員でも指導員としてできるだけじゃなくて、指導の能力もある方もおりますので、そういう方に声をかけながら、是非、力を貸してほしいということでも常に言っております。さらにそういう指導体制を充実しながら、加えて8年度、後期に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 前にもですね、お話したことがあったんですけども、議員研修でですね、山ろくの議員さん集まっているいろいろ広域事業について、いろいろ話し合った会議やったときにですね、やっぱり地域の子もたちが少なくなってきた、けども部活とかそういうのをやっぱりやってあげたいからと言ってても、指導者が今度確保できない。今、指導者どこか人数も確保できないような状況になってきています。やはり、これ、もうちょっと町村を越えてですね、広域で例えば、野球部を作るとか、そういうこともどんどんどんどん推奨していかないとならないと思います。確か、卓球部は二セコから何名かこっちのほうのチームに入ってますね、活動してるっていうのも、例もあったと思いますので、そのへん、ある程度、広域での部活動とか、そういうスポーツ、いろんなスポーツを限定しなくてもですね、広げていくことが大事じゃないかなと思うんですけども、そのへんについて。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 広域の指導員の活用についての御質問でした。

この件につきましてはですね、後志管内の教育長の部会の中でも非常に話題になっているところでございます。現状といたしましては、後志管内で、この実証事業を含めて取り組んでるのはですね、余市と蘭越の2町村だけなんです。それで、今、議員おっしゃっていただいた、連携っていうか、その広域的に取り組んでるところ、さらに余市を含めてあっちの北後志の神恵内だとかですね、もっと規模の小さいところはそのようなことで、1人の、仁木だったかな。そういうところも含めて、指導員を広域的に渡ってやっていきたいと思いますという話が、現実にも行われているところの取り組みの一つです。いずれそうしなければですね、これをやってくれと言われても、今、おっしゃっているとおり、指導員がやっぱり小さい村とかになると確保できないんです。状況ではですね。そういった意味では、今のところ蘭越町では恵まれ、ある程度、恵まれた環境では今現在いるんですけども、今おっしゃっていただいたとおり、広域的な指導体制というのは、常に私の頭の中に入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、広域的にそういうことも含めて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 例えば蘭越町で2人しかやる生徒がない、ニセコに5人いるとか、京極に6人いるとか、併せて野球部一つ作れないとか、最近、高校とかではね、蘭越高校と寿都高校とと倶知安農業高校合わせた合同チームとかっていうふうになってるので、そういう部活の体制もですね、広域にですね、生徒を集めるようなかたちで、やはり横の連携を深めてもらいたいなと思います。

○議長（永井浩） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 広域的な子どもたちの、その部活動の体制ですね、このへんについても、小学校、今、中学校ですね、来年、バレー部についてはちょっとその広域的な3町村集まってまたやるっていうことも、今、進めております。そういったことも含めて、野球も当然、団体競技になりますので、そういう広域的な体制を含めて十分に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番北山議員。

○2番（北山正一） 2番です。補正予算書の40ページ、商工費のほうで一つお聞かせください。

蘭越町暮らし応援商品券の配布事業ということで、246万円ほどの執行残が出ているということなんですけども、当初、人数見積もって2万円ずつ配布ということだと思うんですが、ここで120何名ほどの受け取れてないということのあたりの内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 北山議員の御質問にお答えいたします。

実際に暮らし応援商品券配布事業ということで、実際、予算額4,598万7,000円ということで、決算額が4,352万5,730円ということで、こちらのほうはですね、やっぱり住所を移した方とか、やっぱり一度、配達記録とか出してるものですから、その分で戻ってきた分をもう一度、再度送らせていただいているんですけども、やっぱり住所が現在ない方とかですね、特に、一番多いのが移転した方とかっていう部分で、この減額、減額ですね、こちらが発生したことを御理解いただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 2番北山議員。

○2番（北山正一） そういった方々、今後、私、受け取ってないんだ。もう1回、私、今、欲しいんだって、今後出てくる可能性とかはないんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 一応ですね、お問い合わせは随時、受

けさせていただいてるかたちなんですけども、やっぱりある程度、送料もかかってきますし、一度、二度ぐらい対応させていただいてるんですけども、ある程度、きちっとした基準、日にちですね、決めたように対応していかないとならないと思ってますので御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

31ページの4款の衛生費、1項衛生総務費の18の負担金補助及び交付金ということで、ここに地域医療機関体制維持事業費で500万円新たにということであるんですけども、さっき、説明の中では町内の医療機関への補助ということなんですが、具体的なその補助内容というか、目的についてちょっとお伺いしたいんですけどよろしくお願います。

○議長（熊谷雅幸） 谷口健康推進課長。

○健康推進課長（谷口敦哉） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

医療機関についてはですね、昆布温泉病院になっております。昆布温泉病院についてはですね、一般病棟と介護医療ベッドがありまして、介護医療ベッドについては81床ございます。一般ベッドについては39床あるんですけども、介護医療ベッドがあるということで、手のかかる手厚い支援が必要な方もたくさん入っておられます。そのような中でですね、介護士、それと看護師ですね、確保にですね、非常に御苦労されているのが現状でありまして、人材派遣会社等も使いながらですね、確保を行っているんですけども、今、頭数でですね、看護師のほうについては平均で35名程度、それと介護士のほうが33名いるんですけども、基準の配置基準よりもですね、手厚い支援が必要だということで配置数を若干、多く設定しております。その人件費の差がですね、かなりあるんですけども、その分の9%程度を補助するというかたちでですね、運営の安定化を図るという意味でですね、ここは蘭越町の町民もたくさん入っておりますので、町としても支援を行いたいということで、そういう中身の支援になってございます。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

そうすると、今の部分で、先般の部分でも、病院等なんかの経営が大変厳しいということが出ておりました。それで、今の説明の中でこの基準よりも多く採用されてる方の9%ということで、これ今回、7年度の会計年度が終わるわけですけれども、そうすると、8年度これからそのような部分で継続されていくのかどうか。また、この部分がわかっていたならば、今7年度終わるんですけれども、8年度の当初予算に計上してということも考えられたんじゃないのかなと思うわけでありませう。

それで、今後についてですね、この部分について、先ほど言われた9%程度、継続されていくのか。そのへんどのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 谷口健康推進課長。

○健康推進課長（谷口敦哉） これはですね、例年3月の定例で補正をさせていただいているというのが、今までの経過でございます。理由としてはですね、病院経営というところもあるんですけれども、今の近年の状況だと大変、診療報酬もですね、来年度見直しがかかりますけれども、厳しい現状ではあるんですけれども、国の動向もありますので、国の動向等、またいろんな経営が物価高騰だとか、いろんなところで絡んでくるんですけれども、病院経営というところも単年度のところで左右してきますので、そういう状況も踏まえた中でですね、状況を見て3月で補正対応をしてきたというのが経過でございます。今後についてもですね、そういう状況を見ながらですね、最後のほうで年度末のほうでですね、経営状況を全て勘案した中でですね、判断してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今回、毎年3月定例会ということで、今のお話であり

ましたけども、そうであれば、当初からですね、計上して、ある程度の病院の経営に対して、町として補助していくっていうスタイル、経営安定のためっていうことあれば、病院側としてもですね、決算時期によってぽっと来るよりは、年度からこのように当初からある程度の金額が入ってくるということあれば、かなり何て言うのかな。安定するっていうか考え方もあるんじゃないかなと。それで、毎回毎回こういうふうにして、3月の定例会でやるんだったら、恒常的になってくるということであれば、やはり新年度の当初予算に計上していくと。その中で経営が経営状況がどうかわかりませんが、その前、良かったらその補助の分を、何て言うのかな。減額していくとかね。やはりそういう部分があると思うんですよ。また今までその部分で燃料費が高騰したときとか、いろんなときにも出している。いろんな機関とかもね。でも、これから今、今年見たら、燃料費はもっと上がると思うんですよ。例えば。これは5年度の今の経営ということにならず、経営状況を見ての500万だというふうに考えるんですね。経営見てっていうと。そうすると、8年度、これから、今、来るとあれば、かなり経営が、何と云うのかな。燃料費が上がってくるんじゃないのかなと思うので。そういう部分を考えると、やはりこういうふうに恒常的に500万、金額はわからないですけど、そうであれば、当初から当初予算に計上されて予算措置していったほうがよろしいのではないのかなと思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 谷口健康推進課長。

○健康推進課長（谷口敦哉） ただいまの再質問にお答えをいたします。

当初予算での計上を検討すべきということでありまして、昆布温泉病院については、町内で唯一のベッドを持った医療機関でありますので、大変本町にとっても貴重な医療機関であるというふうに認識はしております。

それとですね、理事長のほうともですね、定期的な話し合いをもってお互いに協力しながら蘭越町民のためにやっていこうという、懇談の機会を数々、過去にも持っております。その中でですね、3月の補正でもって補正をしてきたという経過がございます。今後ですね、今、議員からいただいた意見等を踏まえてですね、どうかたちがいいのか、また内部でも協議しながらですね、検討してまいりたいと思いますので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。3点、お聞きしたいと思ってます。

まず、歳出2点、34ページです。

農業振興費の結構いろんな事業の減額があります。その中で、特に、中身がちょっとどうなのかなと思うんですけども、振興作物奨励事業162万3,000円の減なんですね。予算現額は200万です。200万のうち162万3,000円減額すると。去年も何か聞いたことあるような記憶があるんですけども、こんなに8割も減になったっていう、その何か大きな理由があるんだろうなっていうふうに思うんですけども、それについてお聞きしたいなというふうに思います。それ以降のやつも結構大きな減額なんですけども、それは良しとして、まず、その特に大事なその振興作物の奨励というね、根っこの事業が8割減というのはどういふことなのかっていう、それをお聞きしたいと思います。

もう1点はですね、先ほど北山議員もおっしゃってましたけども、暮らし応援商品券配布事業、決算では246万減になってるんですけども、それはそれはわかるんですけども、歳入で900万、臨時交付金増えるんですよ。事業費が減って歳入の臨時交付金900万が増えたというのは何かあるのかなというふうに思って、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、歳入全体なんですけども、これは評価をしたいという意味で申し上げるんですけど、交付税が1億余り追加されてます。それから、過疎債が1億6,000万増えてます。それで、基金繰入を1億8,000万ぐらい削って、歳出の積立金を1億2,000万積み立ててるということで、非常に財政運営良かったなというふうに思うんですけども、先ほどの説明で、交付税は国の何か補正予算で再算定をしたというような、ちらっとそういうようなことが耳にしたんですけども、交付税の1億と、それから過疎債が1億6,000万追加配分されたというこの2点の理由を改めてですね、もう1回、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 難波議員の振興作物奨励事業のですね、執行残がですね、200万の予算に対して大きいというその理由なんですけども、振興作物についてはですね、苗の支援と、それからハウスの支援で構成されております。ハウスの支援なんですけども、資材高騰のそういう状況にあるものですから、ハウスについては増設なり新設のですね、既存のですね、老朽化によるその更新はですね、対象外にして、そういう中でのですね、なかなかそういうハウスの支援部分がですね、なかったという、そういうところでですね、大きく執行残出てしまったと。振興作物いちご、アスパラ、トマト、メロン、それから準振興としてスイートコーン、ピーマンなどあるんですけども、そういう作物の検討もですね、ちょっとしなきゃならないという、そういう内部でも話をしまして、そのハウスですね、支援もですね、実は更新の部分の要望があるんですけども、更新をですね、支援すると、非常に大きなですね、費用かかるということで、検討はしてるんですけども、ちょっとどうかたちでですね、進めるか、来年度以降ですね、内部で考えていこうということで進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 難波議員の2点目でございます。

蘭越町暮らし応援商品券の配布事業、こちらですけれども、春に実施いたしました町民1人当たり1万円の商品券を配布したこちらの事業のことをごさいますして、今回、先般、配布した2万円の事業ではなくてですね、春に実施した分ということでまず御理解いただきたいんですけども、こちらの事業も国からの臨時交付金が充当しまして実施した事業なんですけども、1人1万円の商品券を用意して、配布してですね、一般財源が、国の交付金では足りなくて一般財源を900万円充当いたしました。その900万円を充当して、そこまでの予算はそれで議決いただいて事業を進めてきたんですけども、今回の補正予算、年末の補正予算、国の補正予算の中でさらに臨時交付金が本町にまた交付されまして、まず、その国の当然、その制度も理解した上でですね、まずはそっちの補正予算でもらった交付金の中から900万円をそちらに充当し直して、そして

今回の2万円の商品券の配布に臨んだというのが経過でございます、今回この900万円分は一般財源のほうに戻したというような経過が一つでございます。

それと、3点目の過疎債と再算定の件でございます。

まず、中学校の事業の中で、当初は公共施設整備基金をある程度、充当して事業をやっていこうということで進めてきましたし、北海道からも当初は過疎債十分に当たりませんからということで、いろいろ情報もいただいていたので、私達もこういう予算編成にしていたところなんですけれども、2次交付とか、その後のさらに精査の中です、最初の2次交付では7,000万でしたか。またそのあと1億6,000万、蘭越町には配分しますということで通知があったものですから、今回、手を挙げまして、充当をしたところでございます。この財源につきましては、公共施設整備基金のほうに戻すということで予算措置をしたところでございます。

それと、普通交付税の再算定につきましては、国の補正予算が年末に行われまして、その中で新たに1億いくらという金額を普通交付税としていただきました。これにつきましては、財政調整、説明の中でもしましたけれども、一部、臨時財政対策債のほうの償還に充てるようにということになっていましたので、減債基金に1,500万を積んで、残りについては財政調整基金に戻すということで事務を進めたいということで、今回、予算を、補正予算を計上させていただいておりますので、そういった経過でこの補正予算になっておりますので御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） 商工費の関係は理解をいたしました。違う二つの事業でということですね。それで理解をいたしました。

それから、歳入の交付税と過疎債についても、そういう経過で、思っていた以上に手厚い交付があったということだというふうに理解をいたしました。その分で基金取り崩しと積み立て合わせて3億近いものを、財源を確保できたということをお大変素晴らしいなというふうに思います。

それから農業振興費です。実は、気にしてるのは、確か、去年もそうだったような気がしますし、新年度については、新年度またここで質問しま

す。予告編で言うておきます。多分、総括になると思うんですけども、そういうふうに思っております。実は、予算を計上して、農家の方のニーズと合っていないんじゃないのっていう思いが、実はあるんですよ。この振興奨励だけでなく、ほかのものについても、ちょっとやっぱり予算計上額と決算との間にちょっとこれ、大きな差が出ていると。先ほど説明あったように、ハウスの高騰で直したいけれども、いわゆる更新については対象にならないという、そういう現実的な今のその要綱ではあるんだと思うんです。だけど、実際にはやっぱりそういうものも希望としてはきっと潜在的にはあるんだろうと、やっぱりそういうところをどういうふうにその年度の中でそういう課題なり要望があって、それを次年度でどうこうそれを改善していくかっていう作業についてやっぱりね、もうちょっとしていく必要があるのかなというふうに感じております。今の説明で、そういう状況があるということをも十分把握をしているということですから、8年度についてはどうなのかっていうことを、新年度の中で質疑をしたいと思えますけれども、やはりせっかくこういう様々な支援事業があるけれども、なかなかそこがこちらが思ってるように要望が上がってこないとかですね、そういうことがあって年度末でこういう大きな減額をせざるを得ないというところをどう乗り越えていくかという、そういうところについてやっぱりもう少し検討して欲しいなという、そういう思いがありますので、改めてですね、そういうあたり新年度に向けてどうだったのか、それは答弁はいいですけども、是非、そういう作業の組み立てといたしますかね、担当の作業の組み立てとして、当該年度の状況としてこうせざるを得ない減額をしましたと、それについては、こういう改善策を用いて、来年度はこう臨むという、そういうあたりをですね、是非、丁寧にやってほしいなというふうに思います。改めてもう1回、答弁をお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 今の御質問なんですけども、振興作物の奨励事業なんですけど、これは作物のですね、見直しも必要だということで、これをですね、令和9年度ですね、来年度検討して、その作物も今の需要に合ったものを、何を振興していくのかっていう、そういうですね、検討を進めていこうというふうに相談をしております、それに含めてですね、そのハウスもですね、数年前から検討はしてるんですけども、どうい

うですね、制度設計といいますか、それを合わせてですね、検討していきたいというふうには考えておりました、そういうかたちで振興作物のほうは検討しております。

また、あの水稲のですね、ケイ酸資材なんですけども、これもですね、これでいいのかっていう、そういうですね、内部でいろいろ調査をしまして、普及センターなりですね、各生産者なりにほかに必要なですね、資材ないのかということ、照会はしたんですけども、これもですね、今のところ高温対策だとか食味だとかそういうものにいい影響があるということで継続してやっております。化学肥料とかの低減だとかは緑肥の補助もしておりますし、高温障害ですね、これは3年、2年ぐらい前から補助対象をしてまして寒冷紗だとかですね、そういうスプリンクラーだとか、そういうものの中には入れております。こういう執行残がちょっと大きいということで、利用者ですね、マックスって言いますか、そういうかたちで予算計上をしております、この中には農協と一緒にですね、支援をしてる部分あるんですけども、もう少しですね、やっぱり精査をしてですね、やるということと、引き続きですね、生産者の方が何を求めているのか、それをですね、やっぱり絶えずですね、モニターしてですね、やっていくっていうのは必要なことだと思いますので、そういうかたちでですね、支援のほうを検討していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） 最後です。

是非、そういう農業者の方のニーズの把握っていうところが一番大事だなというふうに思います。作物別の生産の組合っていうか、団体もありますし、何よりも農業委員会、あるいは農協がどういうようにですね、そういうことを考えてるかっていうところを押さえていくっていうところから、やっぱり是非、始めていただいて、対応していくべきではないかなというふうに思いますので、そういう方向で是非、これからも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

答弁結構です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第11、議案第11号令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第11号令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

年度初めからの米不足やらんこし米の価格高騰の影響などもあり、当初の収入見込みより減少し、減収に対応するため予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は9,628万6,000円でございます。この総額から145万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,483万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正額 45 万円の減。
2 4 積立金 45 万円の減。地域振興事業財政調整基金積立金です。

2 款事業費 1 項事業費 1 目売店事業費、補正額 100 万円の減。
10 需用費 100 万円の減。減収により、売店用品を減額するものです
続いて、歳入について御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1 款事業収入 1 項事業収入 2 目販売事業収入、補正額 1,000
万 8,000 円の減。1 売店売上 1,000 万 8,000 円の減。売店売
上収入です。

3 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目地域振興事業財政調整基金繰入金、
補正額 550 万円。1 地域振興事業財政調整基金繰入金で、減収に伴い、
地域振興事業維持のため基金から繰り入れ、補正するものです。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 305 万 8,000 円。
1 繰越金 305 万 8,000 円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 11 号令和 7 年度蘭越町地域振興事業特別会計補正
予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第12号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第12号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億3,487万2,000円で、この総額にそれぞれ439万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,926万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額419万9,000円の減。特定財源のその他419万9,000円の減は、一般会計繰入金です。18負担金補助及び交付金419万9,000円の減。後志広域連合の国民健康保険事業運営分賦金の確定に伴う減額によるものです。

3款基金積立金 1項基金積立金 1目基金積立金、補正額859万5,000円。24節積立金859万5,000円。令和7年度国保会計余剰金を国保基金に積み立てするもので、これによりまして、国保基金の残高は1,886万3,000円になる見込みです。

つづいて歳入について、御説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

5款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額1,170万円の減。1保険基盤安定繰入金軽減分45万8,000円の減。2保険基盤安定繰入金支援分138万5,000円の追加。保健活動事業費、高齢者世帯減免など保険基盤安定繰入金の確定に伴うものです。3一般会計繰入金1,262万7,000円の減。過年度分賦金清算金等の充当によりまして、税込不足補填分の一般会計繰入金を減額するものでございます。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額631万4,000円。

前年度繰越金です。

7款諸収入 3項雑入 1目雑入、補正額978万2,000円。2広域連合支出金978万2,000円の追加。広域連合保険事業の決算見込及び令和6年度国保事業分賦金の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第13号令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第13号令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、1億47万6,000円で、この総額

から70万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,977万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額78万6,000円の減。特定財源のその他272万7,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定及び事務費負担金の確定により減額するものでございます。18負担金補助及び交付金78万6,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、事務費負担金78万6,000円の減です。

3款諸支出金 2項諸支出金 1項一般会計繰出金、補正額8万2,000円の追加。27一般会計繰出金で、令和6年度精算による剰余金です。

つづきまして、歳入について御説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料 2目普通徴収保険料 1現年度分保険料、補正額194万1,000円。保険料の増額に伴うものです。

4款繰入金は、歳出で御説明いたしましたので省略させていただきます。

5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額8万2,000円。前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第14、議案第14号令和7年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口健康推進課長。

○健康推進課長(谷口敦哉) ただいま上程されました、議案第14号令和7年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号につきまして御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は7,325万8,000円で、この総額から歳入歳出それぞれ1,029万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,296万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

2目通所介護事業費、補正額710万円の減。特定財源その他の136万8,000円の減は、社会保険料納付金です。1報酬510万円の減。会計年度任用職員報酬で欠員となっている介護職員を公募しておりましたが、採用がなく欠員期間の報酬相当分を減額するものです。3職員手当等100万円の減。欠員に係る期末勤勉手当分です。4共済費100万円の減。欠員に係る市町村職員共済組合等負担金、社会保険料です。

3目居宅介護支援事業費、補正額375万6,000円の減。特定財源その他の36万1,000円の減は、社会保険料納付金です。1報酬223万2,000円の減。会計年度任用職員報酬で、常勤の介護支援専門員の勤務形態の変更に伴い、報酬相当分を減額するものです。3職員手当等53万3,000円の減。勤務形態の変更に係る期末勤勉手当分です。4共済費99万1,000円の減。勤務形態の変更に係る市町村職員共済組合等負担金、社会保険料です。

4款諸支出金 1項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額350万円の追加。27繰出金、一般会計繰出金350万円の追加。令和6年度の繰越金を一般会計へ繰り出しするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページを御覧願います。

1款サービス収入 1項介護給付費収入 1目居宅介護サービス費収入、補正額1,200万円の減。2通所介護費収入1,100万円の減。予算計上数値から年度末見込みまで年間利用者数で約470人、利用回数で1,180回分減少しており、理由としましては年度途中の新規利用者が少なかったこと、また入院、施設入所等による退所が多かったことに伴う通所介護費収入の減です。3障がい福祉サービス費収入100万円の減。年度途中で週3回の利用者が入院されたことに伴う障がい福祉サービス費収入の減です。

1款サービス収入 2項自己負担金収入 1目自己負担金収入、補正額100万円の減。1時自己負担金収入100万円の減。年度当初から年度末見込みまで年間利用者数約470人減少したことによる自己負担金収入の減です。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額488万8,000円の追加。1繰越金、前年度繰越金488万8,000円を追加し、歳出に充当するものです。

4款諸収入につきましては、歳出で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和7年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

○議長(熊谷雅幸) 再開します。

○議長(熊谷雅幸) 日程第15、議案第15号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第15号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

宿泊客、入浴客、食事料など、当初の見込みより減少し、減収に対応するため予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は3億6,306万9,000円でございます。この総額から2,950万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,356万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの

でございます。

次に、債務負担行為ですが、第2表債務負担行為によるものです。後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額871万円の減。2給料290万円の減。会計年度任用職員給です。3職員手当等231万円の減。市町村職員退職手当組合負担金100万円の減。会計年度任用職員期末勤勉手当72万円の減。会計年度任用職員時間外勤務手当55万円の減。会計年度任用職員通勤手当4万円の減です。4共済費3500万円の減。市町村職員共済組合等負担金120万円の減。社会保険料230万円の減です。

2目財産管理費、補正額400万円の減。10需用費400万円の減。修繕料で、温泉棟LED交換修理や休憩室カーペット取り替え等を予定しておりましたが、売り上げ減少により経営に支障をきたすため、減額するものです。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額1,679万円の減。11酬50万円の減。会計年度任用職員報酬です。9ページを御覧願います。3職員手当等29万円の減。会計年度任用職員期末勤勉手当です。8旅費20万円の追加。会計年度任用職員費用弁償です。10需用費1,760万円の減。消耗品費50万円の減。一般消耗品です。燃料費170万円の追加。灯油代に不足が生じたことから補正するものです。光熱水費100万円の減。電気料です。修繕料20万円の追加。売店冷蔵庫等に故障が生じたことから、補正をお願いするものです。売店用品300万円の減。10ページを御覧願います。食事料1,500万円の減。11役務費80万円の追加。手数料で、インターネット予約が増加したため補正をお願いするものです。13使用料及び賃借料60万円の追加。浴衣、シーツ使用料です。26公課費、消費税100万円の減。入湯税100万円の追加です。

つづいて歳入について御説明いたします。

6ページを御覧願います。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額6,342万円の減。1宿泊料500万円の減。宿泊料です。4入浴料1,300万円の減。入浴料です。6食事料3,554万円の減。食事料です。8売店売上1,000万円の減。売店売上です。9酒類持込料12万円の追加。酒類

持込料を追加するものです。

2款財産収入 1項財産運用収入 1目利子及び配当金、補正額1万円。利子及び配当金1万円の追加。交流促進センター幽泉閣財政調整基金利子です。

3款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額3,400万円。1一般会計繰入金3,400万円の追加。減収に伴い、幽泉閣事業維持のため一般会計より支援いただくものです。

7ページを御覧願います。

5款諸収入 1項町預金利子 1目町預金利子、補正額1万円。1町預金利子1万円の追加。町預金利子です。

5款諸収入 2項雑入 1項雑入、補正額10万円の減。1税収入100万円の追加。入湯税です。2雑入110万円の減。社会保険料納付金です。

つづいて、債務負担行為について御説明いたします。

3ページにお戻りください。

この債務負担行為の設定は、特定の業務委託について新たな年度開始前に入札を行い、契約内容を確定させ、その効力を4月1日午前0時から発生するために行うものです。

今回、債務負担行為を設定する幽泉閣の施設警備業務は、施設内安全管理のため午後7時から翌朝7時まで警備業務を行う特殊な業務であることから、年度開始前に契約を確定させるものであります。

では、設定する債務負担行為の内容について御説明いたします。

債務負担行為の事項は、施設警備業務委託で、設定する期間は令和8年度の単年度限度額は646万6,000円です。

なお、この限度額は令和8年度の歳出予算に計上した額と同額としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、この歳入の中で入湯客ってい

うことで1, 300万減ということになっております。入浴料が減ということは、入湯客が減ったということの意味だと思っております。それで、入湯客が減ると、当然、一般で考えると、その税収入の入湯税も減るんじゃないのかなというふうに考えるんですけども、それが今回100万の増というふうになっているんですよ。そのへんちょっとお伺いしたいんですけども。単純に言うと、入湯客が減れば、当然、それに対する入湯税がかかるから、入湯税も減ると。入湯客が減ってるのに、入湯税が増えると、今回の予算措置なんだけども、その経過ってというか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 淀谷議員の御質問にお答えいたします。

入湯税の関係なんですけども、歳入が増えてということなんですけども、実際、令和7年度10月からですね、料金改正を行わせていただきました。その際にですね、町民600円と町外の方800円ということで設定させていただきまして、その中で、当初予算では見てなかったんですけども、内部で協議した中でやっぱり町外の方については800円の設定ということで、保養とかですね、休養などを目的としていることから、800円の中に入湯税を含んだことで対応させていただいております。そのため、入湯税が増額というかたちになりました。その中で、町民の方はこれまで600円ということで、日常生活に密接した関係とかですね、そういう部分も考慮しまして、安値で利用できることから600円のままで入湯税を課さない金額で対応させていただいております。そのため増額ということになります。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

そうすると、10月の料金改定の部分にあってて、その分の入湯税が増えてくるという部分は、当然、そこで予算というか補正されていなかったということで理解してよろしいですか。わかりました。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 議員のおっしゃるとおりで、やっぱり10月から町外の方対象に入湯税をいただいているということで、やっぱり人数的にも結構、1万8,000人というかたちにもなってますので、今回、入湯税のほうを追加を補正させていただきました。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと伺いますが、幽泉閣は日帰り入浴の部分は公衆浴場の設定っていうのがされてて、入湯税が賦課されないというふうに捉えていますけども、限られたパイをどう見るかっていう、そういう課題にもなるかと思うんですが、歳入のほうでその入るを量って出するを制する、そういうやりくりの考え方からいくと、住民サービスを重点に置いてきたずっと従来のやり方っていうのを、やっぱり町民の理解を、負担増を進めるわけではありませんが、そういう発想っていうのも明らかに町民の皆さんに説得するかたちでお願いするっていう、値上げっていうかたちになろうかと思うんですが、説得をするという、そういう時期がいつ来るのかって、私は見てるんですよね。やっぱりね、慎ましくやって住民サービスを引き上げるっていうのは、やっぱりね、無理だと思うんですよ。この物価高の時代で。一番は何かっていうと、やっぱり事業展開として、私はこれは予算のときも議論になるかと思うんですけど、何が事業展開で一番大事なのかっていったら、住民サービスと経営のやっぱり成り立ちっていうことだろうと思うんですよね。このバランスをどう取るのかっていったら、やっぱり蘭越の町民っていうのは幽泉閣に対して非常に大きな誇りを持っているということですよ。担当の課長に伺いたいのは、この入湯税に対する考え方、公衆浴場、私はね、残してあげたいと。本当にこの制度はね、昆布の人方内風呂ないわけですから。そういう人方は大半ですよ。その公衆浴場としての創業当時の歴史があるものですからね。皆さんそれ知らないんですよ。そういうことを。だからやっぱりきちんと説明をして、そして理解してもらって、私は前の町長に石鱒の値上がりだって経営上は大変な問題なんですよっていう

話を答弁でされたことあるんですけど、頑張るのはいいけど、限界値もきちっと設定してやっていかないと、職場の雇用も守れないし、職員の雇用も守れないし、やっぱり気持ちよく働いてもらえないっていう、そういう時期はね、遠からずやってくるような気がするんですよ。だから、そのへんのところのね、課長の考え方と町長の考え方、これ補正予算ですから、あんまり踏み込んだこと言いませんが、ちょっと補正予算を了解するに当たって答えていただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、幽泉閣の考えとしては値上げにもなりましたけども、これまで同様、一般公衆浴場として位置づけていきたいと考えております。その中でも、先ほど御説明させていただきましたけども、まず町民の方が第一ですから、料金はそのまま600円から、500円から600円になったんですけども、その分、十分説明させていただいて、いろんな部分です、御理解いただけたらと思います。そういった中で町民の方は入湯税は課してません。町外の方は先ほど御説明させていただきましたけども、800円の中に100円という入湯税を課してですね、利用していただくということで、今後についても内部で十分検討しなきゃならない部分ですけども、どこかで値上がりっていう部分は検討しなきゃならないんですが、なるべく町民の方第一で考えてですね、そういった部分で進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 補正予算であんまり踏み込んだ議論したくないんですけど、例えば26、7人、会計年度の雇用もその地域で、地域に対して担っているということもあるし、雇用を守る責任と、それから幽泉閣の伝統と、それからグレードを守るっていうことですね。それから、お客さんに対してサービスの質を落とさないっていう、こういう様々なハードルを考えると、やっぱり徐々にやっぱり落ちてると。はっきり見えるんですよ。それは。朝のご飯にしてもそうだし、宴会の調理にしても、我々素人でも、明らかにもうグレードを落としてると。働く人の不満ってい

うのはなかなか聞こえてこないけど、さもありなんという、やっぱり住民にもそろそろ察知、知られているという、商売人が、同業者が見たらすぐわかるようなね、そういうやっぱりグレードの低下っていうのがあるんじゃないかと。担当の課長は本当に、私もね、言いづらいんですけど、そういうことで頑張りがなかなかね、実を結んでこないという状況っていうのをね、いろんな決断をしなければならぬんじゃないかというふうに思っております。これ、補正ですから、ちょっと遠慮しますが、可能であれば町長から答弁いただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

町民の幽泉閣だっているという考え方は変わっておりません。それは、担当課長から先ほど申し上げました。ですから、入浴料、それに関しても、町民には600円は一律全部上げた部分については理解をいただいてやっていますが、それ以降の部分については、大衆浴場として行っていますから、町外の人方に関しては入湯税を100円もらっている。そういうことで進めております。

それと、今、議員のほうから非常に質とか、そういうものが低下したというようなお話がありました。これについては、幽泉閣の宿泊については非常にアンケート調査をやってますし、月1回、その部分の中の報告を上げてきます。実際に、アンケートを出してくれた人方のその手書きの部分をそのまま報告で上げてきてます。私の、そこまで全部周知してるわけじゃないんですが、その料理が非常に悪くなったとか何かっていうのは、今、アンケートから何かの部分からいくと、そこまで上がってきてない、そういう状況です。それと併せて、温泉運営委員会っていうのも、年に1回、予算の部分の中で行っています。そこでいろんな委員の皆さんから意見を聞きながら、いろいろ改善に努めているという部分です。

ですから、今、言った、それだけの質がかなり落ちてきたとかね、そういうような部分が出てくれば、内部でまた検討しなかったらならないというふうにも思っていますし、是非、そういうような声があればですね、いろんな部分で担当のほうにもお聞きしていただければというふうに思っています。

ただ、この間ですね、らんこし米のブランド化の検討委員会がありました。そのときに、幽泉閣の今、らんこし米っていうものを、今、釜で

すね、出してるんですよ。それは白米を出してるんです。これがほかのところではなくて、もうこれすごいことだっていう、そういう評価もです。実は、新しい調理長になって行ってですね、そういう評価も得ているところです。

ただ、全体通して、そういう声があるっていうかたちであれば、その内部で十分検討していかなければなりませんので、そういう是非、良くない、そういう声があった場合ですね、私どものほうでも構いませんので、是非、聞かせていただいて、それを内部で検討しながら、町民の皆さんに喜ばれる、そういう幽泉閣にしていかなければならないかなというふうに考えております。

今回の補正について、去年も基金を約2,700万くらい入れました。運営を行いました。今年はまだ幽泉閣の基金というの、ある程度、底をついているという部分の中で、今後の課題ってというのは、料金を上げるよりも、維持管理という部分の中でいろんな修繕をしていかなかったらなりません。その修繕をしていかないと、町民の方とか、利用される方々、それにサービスが低下になるという部分ありますんで、大規模な改修というかその部分が内部でですね、何が改修をしなかったらならないのかということを出させて、それを庁内で協議をして、また議員の皆さんにもいろんな部分で協議しながらですね、改修も含めて。その改修によってサービスが向上する、そういうような施設にもなっていないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会

計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第16、議案第16号令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第16号令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

当初の収入見込みより減少し、減少に対応するため予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2,967万8,000円でございます。この総額に19万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,987万3,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額19万5,000円。10需用費19万5,000円。消耗品費10万円の減。燃料費14万円の追加。灯油代に不足が生じることから補正をお願いするものです。印刷製本費11万円の追加。修繕料34万5,000円の追加。ボイラー及び真空包装機に故障が生じたことから補正をお願いするものです。加工用原料20万円の減。山菜で不良によりタケノコの購入数量が下回ったことから減額するものです。調味料10万円の減です。

つづいて歳入について御説明いたします。

5ページを御覧願います。

1 款事業収入 1 項事業収入 2 目製造事業収入、補正額 2 2 2 万 4, 0 0 0 円の減。1 製品売払収入 2 2 2 万 4, 0 0 0 円の減。キムチ類 7 2 万円の減。水煮類 4 0 万円の減、詰め合わせ類 1 1 0 万 4, 0 0 0 円の減です。

4 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目基金繰入金、補正額 1 5 0 万円。1 地場産業振興加工センター基金繰入金 1 5 0 万円の追加。減収に対応するため基金から繰入追加するものです。

3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 9 1 万 9, 0 0 0 円。1 繰越金 9 1 万 9, 0 0 0 円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 6 号令和 7 年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 6 号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第 1 7、議案第 1 7 号令和 7 年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました議案第17号令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

第2条は、令和7年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款 簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額9,814万3,000円に今回の補正予定額23万9,000円を追加し、9,838万2,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億8,714万3,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億7,716万4,000円に、今回の補正予定額69万2,000円を追加し、1億7,785万6,000円に、第2項営業外費用、既決予定額297万9,000円に、今回の補正予定額12万7,000円を追加し、310万6,000円とし、簡易水道事業費用の合計を1億8,116万2,000円に改めるものです。

第3条は、令和7年度蘭越町簡易水道事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款資本的収入 第1項企業債、既決予定額8,690万円から、今回の補正予定額275万円を減額し、8,415万円とし、資本的収入の合計を9,629万1,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出 第1項建設改良費、既決予定額1億127万7,000円から今回の補正予定額332万2,000円を減額し、9,795万5,000円に、第3項企業債償還金、既決予定額4,782万円から、今回の補正予定額8,000円を減額し、4,781万2,000円とし、資本的支出の合計を1億4,576万7,000円に改めるものです。

なお、第3条の条文で記載しております予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額5,005万6,000円を4,947万6,000円に改め、また、補填財源のうち消費税の資本的収支における調整額920万7,000円を890万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金1,887万7,000円を2,532万2,000円に、当年度損益勘定留保資金2,197万2,000円を1,524万9,000円に改めるものです。

第4条は、予算第5条で定めました起債の限度額を改めるもので、過疎対策事業債4,340万円を4,200万円に、簡易水道事業債4,350万円を4,210万円に、また利率を2%以内を3%以内に改めるものです。

第5条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額7,214万9,000円を7,238万8,000円に改めるものです。それでは、一般会計予算の事項別明細書に当たるものになります、補正予算明細書で説明いたします。

8ページを御覧願います。

収益的収入及び支出について御説明します。

収入です。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額23万9,000円。1他会計補助金23万9,000円の追加をお願いするものです

次に、支出です。

1款簡易水道事業費用 1項営業費用 1目配水及び給水費、補正予定額69万2,000円の追加。15委託料106万円の減。水道施設維持管理委託料58万円の減。水道監視装置保守点検委託料37万円の減。水道管理システム保守業務委託料11万円の減。いずれも、執行残です。16手数料24万8,000円の減。水質検査で執行残です。18修繕料200万円の追加で、2月に発生した漏水の修理費用と、今後、漏水が発生した場合、修理費用に不足を生じるため追加をお願いするものです。

2項営業外費用 1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額12万7,000円の追加。1節企業債利息12万7,000円の追加。町債利息です。

次に、資本的収入及び支出について御説明します。

収入です。

1款資本的収入 1項企業債 1目建設改良企業債、補正予定額275万円の減。1節建設改良企業債275万円の減。貝川地区簡易水道整備事業債です。

次に、支出です。

1款資本的支出 1項建設改良費 1目建設改良費、補正予定額332万2,000円の減。15節委託料57万2,000円の減。水道メーター更新業務委託57万2,000円の減。執行残です。40工事請負費275万円の減。道道名駒田下線老朽管布設替工事275万円の減。執

行残です。

3項企業債償還金 1目企業債償還金、補正予定額8,000円の減。
1企業債償還金8,000円の減。町債元金です。

なお、3ページ、4ページの実施計画については、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、5ページから7ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表を添付させていただいておりますので、後ほど御覧願います

以上で説明を終わります。ご審議いただきますよう お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第18、議案第18号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第18号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第3号につきまして、御説明いたします。

第2条は、令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款 農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額2億359万5,000円から今回の補正予定額511万3,000円を減額し、1億9,848万2,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億3,209万9,000円に改めるものです。

次に、支出です。

第1款農業集落排水事業費用 第1項営業費用、既決予定額2億2,771万3,000円から、今回の補正予定額512万3,000円を減額し、2億2,259万円に、第2項営業外費用、既決予定額530万8,000円に今回の補正予定額3万7,000円を追加し、534万5,000円とし、農業集落排水事業費用の合計を2億2,813万5,000円に改めるものです。

第3条は、令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第4条で定めました資本的支出の予定額を補正するもので、第1款資本的支出 第3項企業債償還金、既決予定額7,131万9,000円から、今回の補正予定額2万7,000円を減額し、7,129万2,000円とし、資本的支出の合計を7,129万5,000円に改めるものです。

なお、第3条の条文で記載しております予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額4,132万2,000円を4,129万5,000円に改め、また、補填財源のうち当年度損益勘定留保資金3,730万5,000円を3,157万8,000円に、繰越利益剰余金処分数額401万7,000円を971万7,000円に改めるものです。

第4条は、予算第5条で定めました債務負担行為に追加をするもので、契約の始まりが4月1日午前0時とする業務について、新たな年度の開始前に入札を行い、契約内容を確定するために行うものです。

債務負担行為の事項は、終末処理施設管理委託で、設定する期間は令和8年度の単年度限度額は5,450万円です。

なお、限度額につきましては、令和8年度の予算案に計上した額としております。

第5条は、予算第6条に定めました企業債の利率を改めるもので、2%以内を3%以内に改めるものです。

第6条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額1億3,056万2,000円を1億2,577万2,000円に改めるものです。

それでは、補正予算明細書で御説明いたします。

8ページを御覧願います。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入です。

1款農業集落排水事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額479万円の減。1他会計補助金479万円を減額するものです。

7目国庫補助金、補正予定額32万3,000円の減。1国庫補助金32万3,000円の減。農業集落排水事業補助金です。

次に、支出です。

1款農業集落排水事業費用 1項営業費用 1目農業集落排水費、補正予定額512万3,000円の減。11燃料費10万円の追加。施設を管理するために使用する灯油代に不足が生じることから、補正をお願いするものです。15委託料522万3,000円の減。施設管理委託料490万円の減。昆布地区農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託料32万3,000円の減。いずれも執行残です。

2項営業外費用 1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額3万7,000円の追加。1企業債利息3万7,000円の追加。町債利息です。

次のページを御覧願います。

資本的支出について、御説明申し上げます。

1款資本的支出 3項企業債償還金 1目企業債償還金、補正予定額2万7,000円の減。1節企業債償還金2万7,000円を減額するものです。

なお、3ページ、4ページの実施計画については、ただいま補正予算明細書で詳細を説明いたしましたので省略させていただきます。

また、5ページから7ページにつきましては、財務諸表を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 3時 5分 延会